

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。

議会運営委員会田淵委員長から、発委第2号 美浜町議会会議規則の一部を改正する規則、発委第3号 美浜町議会傍聴規則の一部を改正する規則が提出されています。お手元、配付のとおりです。後日、日程に上げ、審議願います。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

9番 田淵議員の質問を許します。9番 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） おはようございます。

6月議会に当たりまして議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、ひまわりこども園の今後の運営についてお伺いいたします。

去る3月議会におきまして、長年結論を出せなかったひまわりこども園の運営について、公設・公営で運営をしていくという結論を出されました。

以前から、この経過はこの議場で何度も何度も議論してきましたから省略しますが、何ゆえ質問するのかということをご理解いただくために、質問する理由だけを少し述べさせていただきます。

私は、3月議会で、平成27年度をめどに検討委員会を立ち上げ、運営形態の協議をしていくとのことでしたが、いつどのように検討していくのかという質問を行いました。町長の答弁は、検討委員会の設置時期については、いま一度検討していきたいとのご答弁であったと認識しております。

ところが、議案審議の前に、同僚議員から、現在に至るこども園の運営に関する経過説明を求められ、全員協議会を開催いたしました。ちなみに、この全員協議会は今までの経過説明であり、どのような運営形態がよいのかというような協議は全くありませんでした。

その直後の議会再開の場で、町長は、今後は公設公営で運営していきたいとのご発言がありました。一通りの説明はされたように思いますが、どういう理由でそのように判断されたのか、私には理解できませんでした。その後、同僚議員に町長の発言の内容を確認しましたが、同僚議員も理解されていたようには思われませんでした。

そして、去る5月19日に議会報告会が三尾と浜ノ瀬の2カ所で開催されました。私は、浜ノ瀬の会場に出席させていただきましたが、その中で、元同僚議員から「以前からこども園の運営形態について質問してきたが、町長はどのような理由で公営という結論を出したのか」と聞かれました。私は、率直に、私の一般質問では例によって検討したいとのこと

であったが、全員協議会の後に、突然、「公営」の発言があった。理由については理解していないと答えました。

そのようなことから、質問をいたします。

まず1つ目に、検討に検討を繰り返してきた結果の「公営」です。公営と判断した理由を私にも理解できるようにわかりやすくご説明いただきたいと思います。

次に、「公営」と結論を出しました。そこで、今までとどこがどのように変わるのか、変えていこうとするのかを、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

よろしくご答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

田淵議員のひまわりこども園の今後の運営についてのご質問で、まず1点目でございますが、検討に検討を繰り返した結果の「公営」です。公営と判断した理由を私にも理解できるようにわかりやすく説明していただきたいにつきましてお答えしたいと思います。

以前の答弁で申しましたように、私は、子ども達の育ちと学びに視点を当てた「まとめ」となっておりました教育委員会からの報告を受けて、基本的にはひまわりこども園の運営につきましては、若い世代の子育てを自治体が責任を持って支援すること、乳幼児から小学校、中学校と繋がる美浜町の子育ての一貫性及び町の子育て方針の反映をさせやすい運営形態であることが大切な観点であると考えておりました。あわせて、ひまわりこども園は町にとって唯一の公立こども園であり、美浜町のよりよき子育てシステムを構築し、就学前教育及び保育の中核を担う施設であり、その運営形態につきましては慎重に検討する必要があるとも考えてございました。それらのことを受け、今後は教育委員会からの報告を重く受けとめた上で、幅広く町民の方々からの意見を拝聴するため、検討委員会を設置することを模索してまいりました。

そんな中、このたびの町長選挙を受け、今後4年間の私の町政運営に関する基本的な考えを所信表明として示させていただきました。私の所信といたしましては、教育・保育・子育て支援を充実させることは町の重要な施策の一つであると考えます。そんな中、平成27年4月から施行される子ども・子育て3法に係る子ども・子育て新制度について精査していく中で、幼保連携型認定こども園の設置を継続運営していくことが適切であるとの見解を得ました。

子ども・子育ての充実とは、子どもの成長の礎である就学前の子育て環境をいかに適切に提供していくのかということに行き着きます。つまり、幼保連携型の認定こども園を今後とも引き続き継続して運営していくことが、美浜町の子どもたちの健全な育成に資すると考えるに至りました。

このような観点から、幼保連携型認定こども園の継続運営を前提といたしますと、公設・民営での運営は、平成27年4月施行の認定こども園法では幼保連携型認定こども園は法律に定める学校の扱いとなります。学校の扱いとなるということは、設置者が運営を

行わなければならないということになります。

つまり、施設を町が所有して、運営を指定管理者等に任せるということはできなくなります。ですから、公設・民営の運営形態はできないということになります。よって、運営形態は現在の公設・公営の形態での運営を継続していく方法または民設・民営の運営を行う方法、つまり現在のひまわりこども園の施設を学校法人等の民間に譲渡し、設置及び運営を全て民間に任せてしまう方法に限られます。

この2つの方法を比較したとき、私の所信でも表明させていただいたように、町が責任を持って教育・保育及び子育て支援を充実させていくという観点からは、民間に施設までを譲渡してしまうことは適当ではないと考えました。これらのことから、私は、ひまわりこども園を今後とも公設・公営とすることを決断した次第でございます。

2点目の「公営」と結論を出しました。そこで、今までとどこがどのように変わるのか、変えていこうとするのか、お考えをお聞かせくださいにお答えいたします。

ご承知のとおり、ひまわりこども園は従来から公営で運営してきてございます。そして、私が平成27年第1回議会で申しましたように、今後も公営での運営を行っていく所存でございます。つまり、従来どおり、町が責任を持って就学前の子どもの教育及び保育を担っていきたいと考えてございます。

しかしながら、日々の状況の変化に対応することも大切であります。私は、公営で責任を持った運営を基盤にしながらも、日々就学前の教育及び保育のよりよき姿を模索していきたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 理解、一応いたします。

町長が公営と判断した理由、今もいろいろ議論した中でも、子ども・子育て3法があるから、適化法も含めてですけれども、それが理由やというのはどうもこう理解できんというのは、こっち側の趣旨が伝わってないのかなと思うんです。

というのは、3月議会で、同じ質問、私の一般質問の中で、適化法も含めて子ども・子育て3法等々ということ、町長、お互いに議論しましたよね。その議論した結果、町長は「以前の議会で答弁させていただいた検討委員会の設置時期については、いま一度検討していきたい」、私の一般質問にはそう答えたんですよ。そして、一晩明けて、「公営」と言われたんですよ。

だから、どうして公営と判断したか、誰でも思うんじゃないんですか。

今述べてくださった理由で、どうしてもこういう関係から、子ども・子育て3法があるんで、やっぱりこれは公設・公営でいくべきだ、私の一般質問にその議論もしているんで、答えてくれるん、わかるんですよ。多分、あのとき、記憶が確かだったら、それは民営が悪いとは決して言いませんというような話も中にはあったように思います。

でも、そういう中で、次の日になって「公営」という話になったんで、これは誰でもおかしいという、どんなにしてそう判断したのかなというのを思うと思うんです。昨日の谷

議員の答弁でも、私、こう聞かせてもらっていて、どうしても理解できません。多分、皆さんも理解されてないのかなと思います。

再度、そこら辺について、私が疑問に思うことがおかしいんですか。私は、今言うたのは、それだったら私の一般質問の時点で、今言ってくださったことで、私は公営にしたいと言ってくれたら、それでいいんですよ。

次に、町を大切に思うという意味では、町長、私も町長も、議会、私だけじゃない議員の皆さんも、私もある意味で同士だと思います。公営と決めたら、その先、お互いに議論するんが我々の役目だと、私、思います。

そこで、お尋ねします。

就学前の教育及び保育のよりよき姿を模索していきたいということについては、よろしくお願いします。全く異論はございません。それはそれといたしまして、それでは、臨時職員の身分についてです。谷議員も指摘されておりましたけれども、このときもご答弁は正確になかったように感じております。

私の記憶が正しければ、公営で運営するのなら職員の身分についても考えていかなければならないと、町長は過去の答弁の中で言っておられたと思います。改めて、お考えをお尋ねいたします。これ、2点目。

次に、開園当時、これ200名ほどあったんですよ。たしか201名、次の年で203名、それぐらいの入園者がおられました。それが、平成27年度では141人、既にもう60人減少しているんです、少子化が進んでるんです。この傾向は今後も続いていくと考えられます、このままでは。その次の創生法がうまくいけば話は別ですけども。民営の可能性というものを、議員の中でも探ってこられた方は、このことを頭に入れて考えてこられたのだと思います。そして、大切なことだと思います。

だが、町長が公営で運営していくというのなら、それはそれで私も尊重します。私も、決して公営だったらいかんと言っているつもりは最初からございませんので。ただ、公営と判断した後で、教育及び保育のよりよき姿を模索していきたいだけでは、ちょっと寂しくないですか。

こういう課題はもう明らかになっているんですから、将来、こども園の運営経費が町の財政を圧迫していく可能性についてどのように考えていくのか、いかなければならないのか、そのことについてお考えをお示しいただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい、田淵議員にお答えいたしたいと思います。

先日も、谷議員のご質問ございました。今回、また田淵議員からということでございます。

私自身、公設公営というような形で、3月議会でご答弁をさせていただきました。ほんで、田淵議員がおっしゃるとおり、一般質問では、いま一度検討というような形で、私自

身、述べさせていただきます。というのが、所信表明ということで述べさせていただきますんですけれども、その中でも、その方向でと思いながら少し迷っていたというところも実際ございました。ただ、この公設・公営でいくか、民設・民営でいくか、この2つのうち1つということしか今回の場合選択肢がないという形の中で言えば、やはり町が、自治体が責任を持って幼保、そして小・中という形でいくのがベストではなかろうかということで、最終的に結論を出させていただきました。

田渕議員おっしゃるとおり、一般質問の中では、いま一度検討というような形を言わせてもらったのは確かでございます。その辺につきましては、少し言葉に関しましたらば、ちょっと足らなかったこともあったかなと、このように思います。

そして、2点目の経常経費等との関係、関連もでございます、臨時職員の身分ということでございますが、これにつきましては、この美浜町議会の中でも、正規、そして臨時との賃金格差があるのではなかろうか、そしてモチベーションに関してもどうかというような形のご質問ございました。そういった形の中で、現在でございますが、臨時の方につきましては、多くはございません、今、たしかお一人だと思っておりますけれども、担任手当ということで、少しなんですけれども月額というような形で出させていただいて、少しでもそのモチベーションを高めていただきたいという形で、現在は取り組んでおる状況でございます。

そして、田渕議員がおっしゃるとおり、開園当時200人、これたしか定数も296だったかと思っておりますけれども、それが現実的に、現在は140人というような形になっておるのも実質、現実でございます。そういった形の中で、田渕議員がおっしゃる職員を正規、そして臨時ということを少しでも正規という形もしてはいきたいところもあるんですけれども、やはり園児数、そしてやはりこの財政の圧迫等々も勘案しながら、もう少し見ていかなければならないかなと、このように思います。やはり、今、田渕議員もおっしゃったとおり、この地方創生等々ということで取り組んでいく、またその方向なんですけれども、その中で人口増減ですよ、ということにつきましては、なかなか即座ということも難しいのではなかろうかなという気もいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 私の一般質問のときは実際は悩んでおったんだと、迷っておった、そう説明してくれたら私も何も申しません。実際、これだけのことですから、人間迷うのは当然のことだと思います。

しかし、いま少し、公営とした以上、今言うように1人の方に担任の手当を出しているからモチベーション云々って、これではちょっと納得しかねます、私は。やっぱり、思い切って公営という結論出したら、その後の話、結局、それは皆さん、ここにおられる方は皆正規職員だからいいですよ。でも、同じ町で働いていて、同じ子どものことを思い、同じ町のことを思っているのに、私は臨時か。やっぱり、モチベーションということから考

えたら、もう少し一歩踏み込んだ考え方、将来これくらいまでは正規職員にしていきたい、全員とは申しません。また、中には時間的に、私は、正規職員よりも余り束縛がないほうがいいという方もおられると思いますので、100%とは申しません。もう一歩踏み込んで、将来このくらいまでは正規職員として何とかしていきたいというご答弁をいただけたらと思います。

いま一つ、まだそれから少子化の問題についてはまたこれから創生云々ということも含めて、ここの場だけではなく、また後の経常収支のところでも話もさせてもらいたいと思いますし、またこの議会だけじゃなしに、今後のテーマで議論していきたいと思います。

次に、ちょっと新しい話で、教育長、私は、質問で、公営で運営することによって今までどこがどのように変わるのか、変えていこうとするのかという質問をいたしました。

先ほども言いましたが、我々はこの町のことを思うという意味では、町長以下教育長も含めて同士だと考えております。そこで、機会ですので、まず教育長のお考えを聞いた後に町長のご意見を聞きたいなと思うんですけれども、この質問、残念ながら、私の考えではなくて、ある方からのご指導というか、アドバイスでございます。

それは、過日、繁田議員からも質問がありましたALT、外国語の指導助手の話でございます。近年、幼児の英語の語学能力を求める父兄が非常に多いと聞きます。また、中には英語を勉強させたいんで、あそこの幼稚園、保育園へ行くんやという話が美浜町以外でもあると聞きます。

そこでですけれども、せっかく町長が公営、こういうことを打ち出したんですから、ひまわりこども園へ行ったら英語が話せるようになるというようなことは、非常にこの町のインパクトとしても、目玉商品としても、また我々のかたい頭じゃなしに、あのやわらかい頭の中では、非常におもしろいというか、アピールになると思うんです、この公営の。

そのような楽しい話を、将来考えるという意味で、したいんですけれども。繁田議員のほうにも、ALTの増員云々というお話が出た。私のこういう考えについて、教育長はどう思われますか。そして、町長は教育長の答えも含めてどう思われますか。ご答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） はい、ありがとうございます。

すばらしい提言であろうかというふうにお聞きさせていただきました。

テレビなんかでも、よくされている子ども番組なんかでも、外国人が小さな子どもたちの中へ入って、英語でコミュニケーションをとっているという番組がよくあるわけなんですけど、やはり語学ということから考えますと、先日の繁田議員の質問の中にも含まれておりましたように、小さいころからなじんでいくということは非常に大切なことであるということは、私自身も十分理解をしているはずなんです。

ですから、現在も、今、松洋中学校に入っておりますALT、何時間かの時間を割いて、ひまわりこども園へも訪問してもらって、子どもたちとのコミュニケーションを図っても

らうというふうなこともしております。ですから、日本人にとって大変苦手な外国人との接触というあたりを小さいころから慣れていく、慣れ親しんでいくという意味では非常に大切なことであろうかと思っております。

それは、十分認識しているはずですが、ただ、あとは財政の問題等もございまして、私のほうではこうという答えはなかなかこうできにくいわけですがけれども、今後の検討課題であるかなというふうなことを感じている次第です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

教育長の今ご答弁させていただいた方向で、私も考えていきたいと、このように思います。

それと、前段の職員の定数という形もご質問あったかと思えます。

現在は、職員ということでございましたらば、32名というような形で、してございます。

正規の職員さんが16名、そして臨時の方、恐らく半日とか、そんなケースもあろうかと思うんですけども、16名、合計32名というような形でございます。

田淵議員が今おっしゃった、臨時の方でもそのモチベーションといってもそれじゃというような形もお尋ねもあったかと思うんですけども、まずそれは、私は、小さな一歩かもわかんないですけども、私は大きな一歩ではなかろうかなと思えます。それと、今後の園児数等々も勘案しながら、この正規の職員ということも考えていかなければならないかなと思えます。

日本全国が、何ていうんですか、少子高齢化とか、また少産多死という言葉もあろうかと思うんですけども、そういった形の中で、いかに子どもたちを増やしていこうかという大きな課題があるんですけども、現実に目を向けますと、やはりそれについたら心配もございまして。そういったこと、それで即座に、即座というか、ある程度のスパンの中で職員定数を、正規ということにつきましても勘案はしていかなければならないかと思えます。ここで何年後に大体こんぐらいということは、少しご答弁はしかねますということで、ご理解を賜りたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 時間もないので、余りないんです。

教育長、ご理解いただいてありがとうございますというだけじゃなしに、私、言っているのは、なれ親しむ程度じゃなしに、もう思い切り子どもが英語を話してできるようになるべき、それぐらいせんだら美浜町ってええところやでって、こう父兄の人からこども園行こうかと、こうならんと思う。そやから、その私の要求しているのはちよろちよろとと言うたら失礼な表現ですけども、その程度じゃなしに、もう一人専属にそのこども園へ入れるぐらいのことを、私は提言しているつもりで、その点についてはご認識賜りたい

と思います。

町長のほうのご答弁については、今後、確かにある意味で公営でいく以上、職員の身分については今後考えていきたいという前向きな判断として、このこども園の話は了解いたしました。

それで、次の質問に入らせていただいてもよろしいですか、議長。

○議長（鈴木基次君） どうぞ。

○9番（田淵勝平君） 次に、浜ノ瀬の浸食、その後の対応はということについて質問させていただきます。

この質問については、この時点では、多分同僚議員からの質問もあるかとは思いますが、聞きたい部分についてのみ端的にお伺いいたします。

さて、9月議会におきまして、日高港湾の浜ノ瀬工区についての質問を行いました。その中で、浜ノ瀬海岸の浸食についてお伺いいたしました。

答弁としては、この海岸については県のほうで責任を持って対応すると聞き及んでいるとのこと。対策工法については、つくっては壊れ、つくっては壊れの繰り返しのしないような工法を願いたいと申し入れているとのことであったと認識しております。

そこでですが、過日行われました議会報告会で、この浸食を早急に対応してもらいたいという要望がございました。

私も、町としても努力はしているように聞いていると答えるとともに、私も努力しますと約束をいたしました。住民の方の中には、壊れたのだから直せだけでいいんだ。もっと強く言うべきだという発言もございました。確かに、地元住民からすれば、早急に復旧をは、当然の要求だと、私も十分に理解いたします。

そこで、お伺いします。

私が質問したのは今年の9月です。もう、6月で台風シーズンを迎えました。余りにも遅いとは思いませんか。経過の報告も全くありません。経過と対策をお示しいただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の2点目、浜ノ瀬の浸食、その後の対応はお尋ねでございます。以前、私が質問したのは今年の9月です。もう、6月で台風シーズンを迎えました。余りにも遅いとは思いませんか。経過の報告も全くありません。経過と対策をお示しいただきたいと思っております。お答えいたします。

昨日の谷議員への答弁と重なる部分もございますが、改めて経過と対策についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成26年11月12日付で早急に浸食・高潮対策を講じていただくよう町から海岸管理者に対し要望するとともに、その後におきましても、双方担当課レベルにおいて再三協議を重ねてきたところでございます。

海岸管理者である和歌山県におきましては、20,000千円の事業費をもって浜ノ瀬

えびす公園付近と紀洋化成付近の2カ所において、既存防波堤の1mかさ上げを、延長にして50mずつ施工し、6月10日付で工事請負業者と契約を締結、工期を10月13日とし、本格的な台風シーズンが到来するまでに、できるだけ早く完成させたいということでございます。

その他の対策として現在検討されているものに関しましては、応急処置的な対策には変わりありませんが、以前のように日高港塩屋地区泊地浚渫工事で発生する浚渫土をもう一度活用できないかというものでございます。浚渫土の活用につきましても、各関係機関のご了承のもと成立するものでございますし、最終的には浚渫土そのもの自体を見た上で、煙樹ヶ浜に適したものかどうか判断することになりますが、物を見てから行動を起こしたのでは遅過ぎますので、それまでに至る過程での課題について、海岸管理者と調整しているところでございます。

地元の皆様におかれましては、やはりこの崩壊した浜ノ瀬海岸の早期復旧と抜本的かつ恒久的な対策を望まれているところであり、町としてもそのことを十分に伝え、海岸管理者として、一刻も早く不安を解消できるような適切な対策を講じていただくよう申し入れをしているところでございまして、検討していただいているところでもございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 再質問。

こんな話から、ちょっと質問させてもらいます。

この議会が開催される中で感じたことですが、議会では秘密会議までして議論を重ねたあのセクハラ事件です。無記名ですが、住民から各議員一人一人に手紙が来たこともご存じだと思います。このような中で、行政報告がこの議会であると言いましたから、何か新しいことがあるかなと、私、思っていたんですけども、聞いていると何も無い。わざわざ、議員も知っていることを何のために報告するのかな。これは、町長は議事録に載せたかったから行政報告したのかななどと勝手に考えております。それはそれとして。

議事録に載せなければいけないのは、昨年度の崩壊して以来、私だけでなく同僚の議員も何度も何度も質問してきた。住民も非常に危惧しています。この浸食問題ではないかなと思うんです。この行政報告を、私は、聞きたかったと思います。

この地方分権の時代で、議員個人の職員に対するいわゆる個人プレーは制限するべきだという方向にあります。その分、議会での議会活動、議会としての行動というものに力を入れていくべきだと、私も、そのように考えております。したがって、個人が職員のところに行ってどうなったんだ、どうなったんだというのは今の時代余りするべきではないと思います。

そのような中で、町長は、議会への経過説明の必要というのは、行政報告、また経過説明というのは必要を感じられなかったのですか、今まで。そして、いわゆる県の管理者から、その中で私が言っているのは、県の海岸管理者、いわゆる県のほうから説明に来いと

言っているのではないんです。ただ、内容がわかればいいんです。だから、町の職員の方で結構なんです。住民の方には説明したそうではありますが、議員というのは、一般質問か、文書質問か、そういうことでなかったらお示しただけでないのかな。これ、今後のために、一言ここでちゃんと聞いておきたいなという思いで、今のことは聞きます。

次に、早期復旧と抜本的かつ恒久的な対策を望まれているところであり、町としてもそのことを十分認識した上で、海岸管理者としても一刻も早く不安を解消できるように適切な対応を講じていただくよう申し入れているところであり、検討していただいているところでもありますとのことでございました。さらに、昨日の谷議員の質問にも、県の港湾計画に影響を与えない範疇の中で解決できる方法を模索していきたいとお答えもあったように思います。

しかし、考えていただきたいんです。浸食された部分への埋め立て、またテトラポッドの設置、防潮堤のかさ上げ、布団マット工法での敷設、いろんなことやってきました。今までやってきたことということは、県の港湾計画に影響を与えない範疇の中で解決できる方法というものを模索してきたのではないですか、悩みながら。その考えた結果の手段だったのだと、私は思います。

そして、切り札と思われた布団マット工法も、本ノ脇のほうではうまいことしているようですけれども、浜ノ瀬のほうではああいふ結果になってしまった。まだ、この上に、日高港湾というのとは無関係にあの浸食を食い止める方法というのはあると考えるのか、あるというのなら、一言こんな工法が考えられるんですよという工法を挙げていただきたいと思います。

それから、もうついでにこのことも言うておきます。昨日、谷議員からもご指摘がありました。また、私の昨年9月の一般質問でも議論もさせていただきました。

日高港湾の第2期工事の計画への判断というものなくて抜本的かつ恒久的な対策というものは本当にできるんですか。谷議員もお尋ねだったように思いますが、改めてここで尋ねいたします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい、田淵議員にお答えいたします。

行政報告という形の中で、この辺はすべきやないかとお質問あったかと思えます。

それにつきまして、こういった昨年11月12日、早急にという形の中で、海岸管理者のほうに要望ということで行かせていただいております。そういった形のことを今後は行政報告というような形でしていきたいように、このように考えてございます。今後とも、できるだけいろんなあったことを行政報告ということで申し述べていきたいなと、このように思います。

それと、浸食というような形で、おっしゃるとおり、いろんな工法ができないかということの中で、おっしゃるとおり、布団マット等々をやってきたのが現実でございます。田淵議員がおっしゃるとおり、私、こういったことは素人でございますが、じゃ、あとどん

なことがあるんですかというたら、やはりこういった布団マット等々の工法しかないのではなかろうかなと、こんなふうに、私は認識してございます。

そういった形で言えば、港湾の2期工事というような形の中で、恒久的ということも必要ではなかろうかと思えます。

これにつきまして、先日の谷議員のご質問にもありましたこの辺につきましても、もう少しいろんな形で前向きに検討していかなければ、恒久的、また現在の浜ノ瀬の方の置かれた状況を鑑みますと、その辺も大事じゃなかろうか。そして、港湾計画ということ言えば、県、そして漁業者、そして市、そういった形もございますので、その辺とも今後協議をしていかなければならないのではなかろうかなと、このように思っております。

もう少し、細部に関しましたらば、担当のほうから、もう少しご説明を申し上げたいなとこのように思います。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 一昨日も、谷議員に対しましてはご答弁させていただきました。

私どもといたしましては、重要港湾である日高港の位置づけ、役割、機能というものを、現時点においては最大限尊重しているところでございます。それで、今回、現場が300mにわたりまして崩壊しているのも事実でございます。私といたしましては、日高港湾の役割を尊重した中で、和歌山県とあらゆる方法について模索、協議していきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 20分のカードが出ましたので、少しスピードアップします。

昨日も論議されましたけれども、日高港湾、紀中地区の流通の拠点にとり、これを起爆剤として紀中を浮上さすんだ。昔から、私、議員ではないころの話、町長も含め、皆、聞いてきたと思うんです。しかし、現実を見れば、この目的というのは本当に達成されたのか、あのテクノタウン構想とかというものも含めて。さらに、第2期工事というのは非常に計画だけ残って進んでまいりません。

このことで、私は、ここで、「蟹は甲羅に似せて穴を掘る」ということを、何度も先輩議員の言葉を引用させてもらいました。時代の変遷とともに、日高港湾のニーズ、背景というのは大きく変わってきたとはお感じになりませんか。いわゆる何を言いたいのか。設計変更というのはあり得ないのか。設計変更をして、その設計変更する中で、この浸食と浜ノ瀬工区を、ある意味でどういう変更の仕方があるかもわかりませんが、そういう模索の仕方というのはないのでしょうか。それだけ、お伺いいたします。

○議長（鈴木基次君） 副町長。

○副町長（上田収司君） 田淵議員にお答えいたします。

この2期計画云々につきましては、非常に大きな課題でございます。

それで、今、現状から申しましたら、これ一つの判断していくにしても、これいろんなプロセスがございまして、一番立ち上がりのときのところに戻っていかねばというそういう手続上の問題も出てくるわけございまして、それには一番その権益者としては紀州日高美浜支所という当時の美浜漁協、漁業協同組合がその要望の中心の団体でございまして、ほか4団体ほど、浜ノ瀬区とか、木材関連会社とか、そういう関係団体というのが5団体ぐらいございまして、そのうちの一つで一番権益のあるその漁業組合、その関係のところ、今現在も関係しているわけございまして。

それで、今、現状から申し上げましたら、その浜ノ瀬の船だまりの1期の計画が平成16年に一部供用開始されて、それで現状眺めたら、非常に静穏度が十分保てていないと。これ、2期工事が完成すれば、その静穏度がかなり高まるということで、それで現状では、やはり異常気象時にはどこかへ避難せないかんという現状がずっと続いておりまして、それでその課題を解決する一つとして、この平成24年に訓練を開始した防衛省の水際訓練という、そういう誘致と申しますか、その訓練開始に向けての権益者への交渉の中で、その影響補償というふうなことで、その補償事業として、西川の河口部へ係留施設を、今、進捗しているところでございます。

それで、上流、下流、2カ所ございまして、あとこの本議会でも議案として出ておりますが、その案件が第1段階として、上流部が来年度一応完成、計画では15隻を係留できるという、各15、15ぐらいで30隻ぐらい、漁業組合の人数からして、そういう計画になっておりますが、その一つの上流部が28年度完成で、それであと下流部につきましては、その3年後の30年度ぐらいがほぼ計画見通し、完成見通しになっております。

それが完成しましたら、漁業者に対する漁船の船だまりの安全度と申しますか、一番課題になっている部分が解消できるということになりますので、その辺の時期をにらんで、一つ見直しのお話を動ける時期ではなからうかと、私は、思っているところでございます。

そういうことで、その1期の完了時にも一つはその機会というのはあるかと思いますが、それは相手さんのことでもありますから、その辺のところを含みながら交渉に入っていくものではないかと思っております。

それでないと、今いきなりどうこうという、2期を廃止してという、県のほうへ申請しましても手続上の問題もございまして、港湾計画の変更手続とか、そういうこともございまして、やはり一番権益者のことを思料しながら進めるのがベターではなからうかなと思っております。

ただ、でも現実にはその浜ノ瀬地区の海岸の被災というのが、これが一番大きな問題でございまして、これは県としてその間の当面の対応策、対策というのは講じていただくように、町からしっかり要望なり、陳情を申す必要があらうかと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ただいま副町長のほうから、非常に意味深いお言葉あったと思

ます。

最後に、この港湾のことについてはちょっとだけ、今、話題に出ました日高港の西川地区の漁船の船だまりですが、新しく整備事業ですけれども、このことについても以前も話しさせてもらいましたけれども、ここができたらもう第2期工事は、浜ノ瀬工区に限っては不要になると。いわゆるこの浸食を防ごうと思ったら、この港湾という問題は避けて通れなので、ここら辺の結論もあわせて考えていかないかん、だから言っているんです。

県のほうから、あそこの船だまり整備するから、もう第2期工事は、町、諦めたらどうですかと、諦めるというんか、もう設計変更やないけれども、こっちはもうつくらんでいきませんかというようなお話し合い一度もなかったんですか。それだけ、最後に、イエスカノーかだけ、お伺いします。

○議長（鈴木基次君） 副町長。

○副町長（上田収司君） お答えいたします。

長にも、このことは報告はしておりますが、やはりその過程、現在の係留施設のいろいろ補償交渉、その折には、県の方から、やはり事業主体云々の関係がございますので、その辺のところ、県が事業主体になるか、町になるかというふうなことでその辺の話は出ておりました。当時は、現状の中では、それを廃止する状況ではないということでお断りした経緯がございます。

○議長（鈴木基次君） はい、どうぞ。

○9番（田淵勝平君） 副町長のご答弁、非常に明快に意味深いものでして、お答え、お受けいたします。

次に、ひと・まち・しごと創生法の取り組みについてお伺いします。

この質問は、3月議会でもさせてもらいました。何ゆえ繰り返し質問をするかということ、それくらい大変な仕事であり、大切な仕事だと、私は考えております。町長も所信表明で、地方創生は、国・県の動向に注視しつつ、英知を集結して対応してまいりたい、また皆様が参加できる体制を多く持たせていただきたい。出前講座等の機会を通じ、ご意見、ご提案を数多くいただくことができれば、住民ニーズに基づいた町づくりと効率的な行政運営に繋がるものと考えておりますと言っておられます。

私も、そのとおりだと思います。このまち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法の第1条の目的の文言の中に括弧書きで（以下「まち・ひと・しごと創生」という）と示されています。これは、まち・ひと・しごと創生ということがわかりやすく言えば、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが重要、ということになります。

このことは、まち・ひと・しごと創生と一言で言う中には、これだけ大きな目的が示されているということであることを、我々は、もっと明快に、しかも深く認識する必要があると考えているわけであります。

ある言い方をすれば、この取り組みさえうまくいけば、今の地方自治体の課題を一気に解決するものといってよいと、そのように思っているわけであります。そのようなことから、先に上げましたように、本当に大変な仕事、本当に大切な仕事だと思うわけであり、それゆえに、この課題に大きな注目をしているわけでございます。そこで、お伺いいたします。

次に、3月議会以降どのようなことを行ってきたのか、今、何を行っているのか、そして、その成果はどう出たのかお示しいただきたい。さらに、今後の取り組みの予定、スケジュールをお示しいただけたらと思います。

次に、ひと・まち・しごと創生法の第6条に、我々国民の努力として、国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国または地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする示されております。そこで、お伺いします。

町長は、我々国民が、住民が、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解をどのようにして深めるべきと考えておられるのか、お伺いします。さらに、地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとするありますが、どのように協力をさせてもらえばよいのか、お示しいただけたらと思います。

以上、ご答弁よろしく申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） ひと・まち・しごと創生法の取り組みについてのお尋ねで、1つ目が3月議会以降どのようなことを行ってきたのか、今、何を行っているのか、そしてその成果をお示しく下さいにお答えいたします。

中西議員のご質問の際にもお答えしましたが、3月議会におきまして、地方創生事業費として予算をお認めいただき、また一般質問におきましても、この法、制度についてご説明させていただいたところでございます。

5月に、美浜町総合戦略の策定に全庁を挙げて取り組むため、私を本部長とした美浜町まち・ひと・しごと創生本部を設置し、第1回目の美浜町まち・ひと・しごと創生本部会議を開催したところでございます。

6月に入りまして、先週12日に、若手職員を主としたまち・ひと・しごと創生ワーキンググループを発足させました。まち・ひと・しごと創生ワーキンググループの中で出された若手職員ならではの持つアイデアをもとに、創生本部において総合戦略の原案を策定していくこととしてございます。

本年度実施する地方創生先行型事業につきましては、その主なものとして、マイホーム取得支援事業としまして、新築住宅、中古住宅を今年度中に取得した方に対しまして、新

築住宅は1軒当たり1,200千円を、中古住宅は上限1,000千円（固定資産税評価額の10分の1）を助成する事業でございます。ただし、本事業の予算が12,000千円であることから、実際の助成額は今年度終了後に全申請金額が判明した時点で、申請金額の割合で全員に割り振ることとなっております。

続きまして、古家解体支援事業としまして、耐震診断により耐震基準を満たさない住宅を解体し、かつその場に家を建て替えした場合におきまして、解体する住宅の延べ床面積の1㎡当たり5千円（上限750千円）を助成する事業でございます。本事業予算が2,250千円のため、実際の助成額は今年度終了後に全申請金額が判明した時点で申請金額の割合で全員に割り振ることになります。

次に、婚活サポート事業ですが、町内に在住または在勤している男性と、町内外問わず婚活に興味を示している女性に対しまして、町の資源を活用して出会いの場を提供するものでございます。11月中の開催に向けて関係機関と協議し、実施する予定でございます。

次に、不妊治療助成事業といたしまして、以前より和歌山県が実施、設定する上限所得を超える世帯に対しまして、上限100千円の治療費の助成を行うこととしてございます。

続きまして、今後の取り組みの予定、スケジュールをお示しただけであればお答えいたします。

まち・ひと・しごと創生を効果的に、かつ効率的に推進していくためには、住民、民間事業者等の参加・協力が重要であると考えていますので、住民をはじめ、産官学言と言われる産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する創生推進協議会や全員協議会でその方向性や具体案につきまして審議、検討いただき、広く関係者の意見が反映された人口ビジョン及び総合戦略を策定する予定でございます。直近の予定といたしまして、6月末から7月初旬に創生推進協議会第1回会議を開催する予定でございます。

続きまして、町長は我々国民が「まち・ひと・しごと創生」につきまして関心と理解をどのように深めるべきと考えておられるのかお伺いいたしますにお答えいたします。

町民の方々にこの地方創生について関心を持っていただき、また理解を深めていただけるように、このたび美浜町まち・ひと・しごと創生推進協議会委員を公募により募集させていただき、参画してもらってございます。また、地方創生のための施策につきまして、今後は広く町民の方々にアイデアを募集する予定でありまして、募集する文書中にまち・ひと・しごと創生法に書かれている目的を盛り込むことによって周知していきたいと考えてございます。

続きまして、地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとするがありますが、どのように協力をさせてもらえばよいのかお示しただけならと思いますにお答えいたします。

今年度中に策定する美浜町総合戦略で定めるさまざまな施策の中には、各種委員会、民間企業をはじめ、多岐にわたる方々に協力していただいて進めていく施策もあると思われる

ます。そういった施策を実施していく中で、ご協力をお願いする場面もあろうかと思っておりますので、その際はご協力いただきたいと思いますと思っております。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 町長を本部長とした美浜町まち・ひと・しごと創生本部が設置されたと伺います。

私は、大切なこと一つだと思っておりますけれども、こういうもの、中心になられる人物のビジョン、構想、理念というものはこういうものをいくんだというのは、これ非常に大切なものだと思います。私は、願いというものがあって現実をつくってできていると思っております。

そこで、本部長である町長の描くまち・ひと・しごと創生総合戦略、夢ある戦略の理念、構想というものを、一つお示しいただきたいと思っております。

それから、まず美浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略のほうですけれども、計画はいつごろ完成するのか、お伺いいたします。早くしたら10,000千円ほど上乗せというお話も聞いておりますけれども、これはつられるべきでない、私は思いますので。

それから、いま一つ、私は、新人議員のころから生涯学習による町づくりというものが、私の議員としてのテーマだとしてまいりました。それは、今も変わってございません。ゆえに、いろいろな自治体を訪ねてまいりました。また、講演や本も積極的に読んできたつもりでございます。ゆえに、このまち・ひと・しごと創生総合戦略というものがいかに大切であり、いかに大変なことであるかということは、少しは理解しておるつもりでございます。ゆえに、1回目の質問文でも申し述べましたように、この取り組みは今の地方自治体の課題を全部抱え込んだ取り組みであるといっても過言ではないと考えております。それくらい大変な課題であると思っております。

石破地方創生担当大臣も、それは旧来のやり方ではなく、新しい考えに立った行政運営であって、到達目標を明確にし、重要業績評価指数、いわゆるキー・パフォーマンス・インジケータを達成していくためには、PDCAをどのように回すのか課題であると言われております。さらに、地方が活性化するという事は、自立のあり方、国、地方のあり方を創生するものであり、いにしえの方に恥じることのない、将来に何を残すかということだと締めくくっておられます。

したがって、町長、お互いに、我々はいにしえの方に恥じることのない、将来に何を残すかということを考えていこうと思っております。石破大臣が、PDCAをどのように回すのが課題であると言われております。具体的に、どのようにPDCAを回していこうと考えておられるのか、お示しいただきたいと思っております。もし、計画のフロー図等があれば、今と違ってもよろしいので、提出をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

先ほど、ご答弁させていただきましたとおり、先般、第1回美浜町まち・ひと・しごと

創生本部会議ということで開催させていただきました。私自身、そこで田渕議員がおっしゃった美浜町の大きなビジョンというんですか、夢ある構想という形ではどうですかというような形でご質問だったと思うんですけども、私自身、この創生第1回本部会議では、美浜町はやはり人口という形の大きな問題がある、これにつきましてどういった方向をしていかなければならないかということ、真摯に私を含めた中で考えていってほしい。そして、その創生本部の中で、続いて若手に関しましては、本当は私じゃなくて、本当、やわらかい頭の中でユニークなアイデア、また提言等々をしてもらえるようなそういった場づくりを持っていてほしいと、このように担当の課長にも私のほうから申し入れてございます。

今おっしゃったとおり、私の夢ある構想というような形で、この第1回本部会議では申しはございませんが、第一義は人口につきましての危惧についての対応、そしてやはり田渕議員も同様だと思いますが、活気ある町づくりにはどうしていったらいいとか、その辺も今後とも勘案しながらやっていくべきではなかろうかなと、このように思います。

夢といってもいろんな形がありますし、美浜町で全体的に行政ということ言えば、もちろん教育等々もございますが、大きな広義で言えば、全体の、私は、福祉だと認識してございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） ただいまの町長の説明に補足させていただきます。

田渕議員のご質問で、総合戦略はいつごろ、また上乗せ交付金についてはという内容だったかと思えます。この総合戦略につきましては、説明しますと、上乗せ交付金の提示がありましてから、具体的にはこの上乗せ交付金に合います10月までの策定を予定しております。

この上乗せ交付金についてですが、昨年、法が制定されまして、それで4月になりました内閣府からこの上乗せ交付金についての提示がありました。それで、交付金の種類としては、2つタイプがございまして、タイプⅠ、タイプⅡであります。

タイプⅠというのは、簡単に言えば、他の地方公共団体の参考に示す先駆性を有する事業を実施する場合とされております。タイプⅡにつきましては、平成27年10月30日までに要件を満たす地方版統合戦略を策定する場合とされておまして、私たちにしましては、このタイプⅡを目標として進めていく予定であります。

ただ、上乗せ交付金、このタイプⅡというのは、早期に総合戦略の策定を終えた自治体に対して、総合戦略を推進していく上におきまして、年度後半に生じますその財政的なものがありますので、それに応えるためのものとして上げられています。早期策定を促進する目的ではなく、10月までに総合戦略を策定すれば無条件に10,000千円の補助金がもらえるというものではありません。地方創生の趣旨に合致した事業をこの27年度の実施計画として設定しまして初めてこの補助金の対象となり得ます。

美浜町としても、この補助金をもらうことを最優先に目標にしているわけではなく、この地方創生の趣旨に合致して、それでまた今年度中に完了できる事業が設定できまして、また10月末までに、その総合戦略策定が間に合うようであれば、この上乗せ交付金の申請をしようと考えております。

次に、PDCAについて、またそのフロー図についてでございますが、フロー図については今までの会議資料の中でも示させていただいております。作成しておりますので、お渡しすることは可能です。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっと、時間の都合、省略したんですけれども、今の話を聞いて、ただちょっとだけ一言。

町長、やっぱり福祉云々ということに言うておられましたけれども、どう考えても、国全体に考えても、家庭に考えてみても、福祉だけに力入れるというんじゃないし、やっぱりセーフティーネット、福祉というものは大切だと思いますが、経済というものと福祉というもの、経済成長とセーフティーネットというのはセットです。必ず、創生の中でこの経済ということをお忘れないようにしていただいて。

この話はもうちょっと長くなりまして、時間なくなったら悪いんで、これくらいにして、次に移らせていただきます。また、次の機会に議論させていただきたいと思います。

よろしゅうございますか、議長。

○議長（鈴木基次君） はい、どうぞ。

○9番（田淵勝平君） 次に、最後の質問ですけれども、我が町の経常収支比率についてお伺いいたします。

近年、気になる指数がございます。去る3月議会の審議の中でも質問をさせてもらいましたが、経常収支比率について少し質問をしておきたいと思っております。

添付させてもらいましたのが、総務省のネットに公表されています決算カードの中から、経常収支比率のみを拾い出したものであります。町長も、当然ご承知のことだと思いますが、町村は75%、市は85%が適切な数値とされていたのは昔の話で、今は、どの町でも数値が上昇している現状にあると思っております。

そこで、お伺いしますが、美浜町においてこの現状をどのように認識しているのか、町長の見解をお伺いいたします。

次に、今後どのようなことに注意を払っていくべきかと考えておられるのか、お考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の我が町の経常収支比率につきまして、美浜町におきまして、この現状をどのように認識しているのか、私の見解をということでございますが、3月議会におきまして、田淵議員のご質問に対し、私は、財政4指標が悪くないからとい

って、美浜町の財政状況がよいとは思っていないとお答えをいたしております。

本年度の当初予算が骨格予算で、投資的経費が継続事業を除いて計上されていなかったにもかかわらず、財政調整基金から1億80,000千円を繰り入れしないと予算が組めなかったということ自体、美浜町の現在の財政硬直化をあらわしているものと思ってございます。医療費や介護など、扶助費や負担金などの増加により、田渕議員が以前言われたように、構造的に経常収支比率が下らない状況にあるということが言えるのではないのでしょうか。

続きまして、2点目、今後どのようなことに注意を払っていくべきと考えておられるのかお伺いしますでございますが、今回の補正予算でさらに財政調整基金からの繰り入れを2億円追加して、合計3億80,000千円の繰り入れとなり、今後の予算編成も危惧しているところでございます。

このままでは、突発的な財政支出に対しまして対応できない可能性がありますし、財政担当のほうでは、財政調整基金の残高が10億円を切らないことを目標にしておりますので、私も、このあたりに注意を払いながら財政運営に努めたいと考えてございます。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 今のご答弁で、財政4指標が悪くないからといって、美浜町の財政状況がよいとは思っていないということでございます。

このこと、今までの決算議会でのこの財政4指標、いわゆる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、公債費負担比率、この4つの比が、数値が基準内だからええと思っただけではいけませんよということを、私、何度も指摘させてもらってきたと思います。もっとも、研修での受け売りですけれども、この数値は健全であるのを見る数値ではない、財政危機を判断するための数値で、こういうところにこういう問題を、数値を出してくること自体、もうやめましょう。

そこで、肝心な話ですけれども、構造的に経常収支比率下らない状況にあるとのことですが、どのような理由で下らないとご判断されておられるのか、原因はどう考えておられるのかということをお答えいただきたいと思っております。

それから、先ほど、こども園のところでもお話しさせていただきましたけれども、過去、幼稚園、保育園で運営していた当時よりも経費が増大した、だから民営ということも考えていった。我々は、過去のこのような切実な考えを軽々しく扱うべきではないと思うのであります。意味があるがゆえに、誠実にこのことを応えるべきだと思うんです。それを、公営で運営すると判断する中、お互いに努力しましょうって、どのような努力をしていくべきだとお考えなのか、よく似通った質問ですけれども、お答え願えたらと思っております。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田渕議員がご存じのとおり、やはりこの経常収支比率ということ言えば、固定的な経費というか、もう絶対必要というんですか、そういった経費が右肩上がりだというふうな状況でございます。言いかえれば、もちろん、ご存じのとおり

り、人件費とか、物件費、また扶助費等々、毎年、固定的というんですか、毎年度固定的に支出される経費ということは、これはなかなかもう支出を抑えな切れないという状況でございますので。

この辺を勘案しながら、先ほども、私自身、ひまわりのほうでもご答弁させていただきました、正規、そして臨時の方々のもございます。その辺も、今後検討しながらやっていかなかったら、もちろん正規の職員、そして臨時のモチベーションもございますが、田淵議員も一緒だと思います。この辺の財政的、経常的経費も勘案しながら、今後、財政当局とも検討しながらまいていく、このようなご答弁しか、私自身は、できないのではなからうかなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 私は百姓、民間人だからこういう発想が出てくるんだと思いますけれども、昨日の中西議員のお話を聞いて、島根県の海士町の話、聞きました。町長以下、給料下げたんや。私、極端な話、人件費のトータルは変わらへん。でも、同じ町のことを思って働いてくれているひまわりこども園の臨時職員、全部下げて、全部正職員にしましょうよという方法ぐらいも可能性あると思うんです、海士町の話聞けば。

これ、財政が硬直してきたら、戻す方法がない。それは、やっぱり私の目から見たら、公務員の考え方だと思うんです。そのことについて、一言あればお願いしたいと思いません。

次に、時間の関係もあるんで、いきます。

これ、町長というよりも、僕、総務政策課長にむしろもうお伺いしたいという気持ちも含めてです。

日高郡市の、ここに決算カード、ちょっと総務省のネットから引っ張り出しているんですけども。

総務費、この構成比というのが21.7、この管内で一番高いんです。これ、総務費の構成比が全体的にこの高い数値をはじき出すということは、組織そのものにどこか欠点があるんでしょうか。そこら辺の考え、私、十分に考えて、ただ素人目に考える中には、少し組織そのものが異様に肥大化してきているんじゃないかな。だらだらと始末できんとウエートが大きくなっているのかなという気が、1点します。

これだけ、お答え願います。また、もう一つ後で。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 経常収支比率についての危惧ということでお答えいたします。

まず、これご質問にはなかったんですけども、平成26年度の決算統計については、ちょうど、今、分析を進めているところでして、速報値ではありますけれども、今年度もやはり94から95%ぐらいの間になるのではないかなという試算が今のところ出ております。

それで、構造的に下がらない要因の捉え方というご質問もありました。

やはり、決定的なのは、今年の当初予算の中で、町長からの答弁にもありましたように、骨格予算でありながら財政調整基金の繰り入れをこれだけしなければ予算が組めなかったと。新たに、明日ご審議いただきます今回の6月補正でも、さらに2億円追加して財政調整基金からの繰り入れをしないと予算が組めないと。このあたりが、まさに構造的というか、硬直化に繋がっているのがあらわれていると思います。

それで、その要因ということなんですけれども、人件費も云々あると思うんですけれども、どちらかという、私が今思っているのが、扶助費、あと一組への負担金このあたり、一概にこれが原因ですよというのはないんですけれども、全体的での話なんですけれども、やはり医療費、社会保障等々に係る扶助費の割合は、美浜町、かなり高いなという認識を持ってございます。

一方、その人件費につきましてですけれども、類似団体との比較というのがありまして、同程度の自治体と比べて美浜町のそうしたら職員は多過ぎるのか、少ないのかというあたりの比較、これをするには類団で比較するしかないわけなんですけれども、これを見る限り、美浜町の職員数というのは決して多くないという判断をしております。人口1万人当たりの職員数という数字が出ていますけれども、これでいくと同じような同規模の自治体と比べて、職員数は決して多くないと。ただ、やはり類団といたしましても、海のある町、山のある町、それぞれの形態が違ってきますので、それなりの職員の数もたくさんいる町もありますので、一概には言えないとは思いますが、人件費が高くて、それが経常収支の圧迫に直接繋がっているという判断はしてございません。

それと、総務費の割合が高くという部分につきましては、今ちょっと見る限り、周辺市町村にない、美浜町の場合、防災企画課というふうな課を1つの課として持っております。そこに、4名、5名という職員を配置している関係で、その職員も総務費の中に入りますので、ここらのあたりが、総務費の構成割合を高くしている要因ではないかなと、そういうふうな分析をしております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 総務費の、何でよそより大きいかって、よくわかりました。私も、ちょっとこれどういう理屈でこうなるのかなと、自分でも理解しかねていたので、明快にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

そこでですけれども、簡単な話、町ができて間なしでインフラ整備できてないときというのは、貧乏であろうと何であろうと、道路整備にしても、橋の整備にしても、何にしても経常収支比率というのは投資的経費が大きくなると下がるでしょう。これ、もう当たり前のごとでございます。完成された町というんだったら、それは、当然この経常収支比率上がってくる。これもある。

でも、そういうことをわかった上でお話ししたいんですけれども、いわゆるうちところ

の投資的経費、25年度で5億48,137千円。これ、充当一般財源等って、自分の持ち出し、2億31,637千円、2億30,000千円を持ち出して5億40,000千円の仕事をしたと。

でも、ここ、例えば由良町、2億74,000千円出して12億円の工事しているんです、投資的な何を、経費として。特に、みなべ町で8億30,000千円ほど出して23億円やっているんです。日高川町で4億29,000千円出して24億円の仕事しているんです。御坊市でも4億70,000千円で12億円の仕事しているんです。なのに、うちところ2億30,000千円出して5億40,000千円の仕事しかできていない。

要するに、補助金のついたものをもうてくんのが非常に下手くそやということになりませんか。

前に、島根県奥出雲町の町長さんの講演聞いたんです。私、この人、何を一体言いたいんかなと、わからなかったんです。2,700千円だったか、ちょっと正確に記憶ない。二百何十万で何億かの公民館を建てたということ、自慢しているんです。確かに、よその議員さんの話聞いたら、町長について県庁へ陳情に行くんやというような話、僕、昔から不思議に思っているんです。うちところ、議員、余り県とか国へ陳情についていったってほとんどないんです。

これ、そこら辺、成瀬町長は自分が県庁でいたということもあって、自分が知事との繋がりも非常にパイプの深いことを自慢しておりました。自慢というか、言っておりました。そういうことからいうたら、非常に補助金のついた、もらってくるの下手くそやというように、私は理解します。そこら辺、どうですか。

結局、この投資的経費が、結局二、三億円の自腹で10億円ぐらいの工事をもうてくれば、経常収支比率もぐんと下がるんじゃないですか。ここら辺が一つの要因じゃないんですか。どうですか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議員のご指摘の美浜町の補助事業が周辺他町と比べて一般財源の持ち出し分が多いのではないかというご指摘かと思えます。

由良町さんのちょっと事情はわかりにくいんですけども、みなべ町さん、日高川町さんについてはある程度合併の特例債というふうな特別な要因があって、この辺で一般財源の持ち出しが少なくて済んでいるのかなという思いはあります。

それと、制度的な話ですけども、美浜町、これだけ人口減がありながら、起債で言うところの辺地債、過疎債という、そういうのが借りられる対象地域に入ってごさいません。これは、かなり大きな要因でして、過疎債とかがかかると、ほぼ100%借り入れて済ませられると、一般財源が持ち出しが少なくて済むと。あと、交付税で、後も面倒見てもらえるというような制度があって、美浜町もなかなかほかの市町村と変わらんぐらいそういう要因はあるのに、過疎債借りられんねなという話は、昔からよく財政の中では話してきたものでございます。

それで、今、そういう中で、やはり効率というか、補助率の高い補助金を探しながらということで進めていかないと、もうとてもじゃないけれども、このペースで財政調整基金を崩していくと、すぐ底をつくのはもう目に見えているわけです。

そんな中で、最近の事業でいきますと、補助率が高いもので言うと、やはり防衛施設の周辺整備事業関連、それと緊急防災、この防災関連の補助事業についてはかなり高い。従来2分の1の補助率であるところが、3分の2であったりとか、残りのその3分の1についても75%から100%起債を充当できるというふうなメニューがありますので。やはり、そのあたりを優先的に、それとか防衛施設の周辺整備事業なんかは、割と、補助申請書の書き方次第ではいろんな事業が対象になることも可能というふうな話も聞いてございますので、やはりこれからはそういう努力を一層進めていく必要があるのではないかなと、そういうふうにしてございます。

○議長（鈴木基次君） 最後に回数。

○9番（田淵勝平君） まだ、ゼロ出てなからう。

○議長（鈴木基次君） 時間出てないけれども、一応回数あるんで、これ最後にしてください。

○9番（田淵勝平君） はい、はい。確かに過疎債、昔からその話、よく私も伺っております。

しかし、それを言うんだったら、日高町は過疎の対象になっているところ、ないんでしょう。あるんですか、あそこ。それでも、3億70,000万円で8億80,000万円の仕事している。御坊なんか、4億70,000千円で12億円している。確かに、補助率いいですよ。

そのことからしたなら、過疎債の話は知っております、私も伺っておりますけれども、さっきその奥出雲町の町長の話を見せてもらいましたけれども、そこら辺のような努力というのは不足しているというのがうちの現状やないかなということ、指摘一つさせてもらっておきます。

それと、中西議員が挙げられましたように、海士町のような、そういうことも、本当に経常収支比率が下がらないのなら、そういうことも視野に入れていくぐらいのことは考えていただきたいなと思います。

答弁、最後に、課長というより町長のほうから一言いただきたいんですけども。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田淵議員にお答えいたします。

今後とも、経常収支比率ということの、できるだけ上がらない、また逆に低くなるような形で、鋭意、職員とともに努力してまいりたいなと、このように思います。

あと、やっていくことということ言えば、やはりなかなか厳しい、田淵議員のほうにもご提案ありましたが、職員の給与等々のほうも、また最終的には考えも必要でなからうかなと、このように思います。

今後とも、そうでございますが、経常収支比率、この辺も見ながら、今後とも、前も私自身ご答弁はさせていただいております。最少の経費で最大の効果ということを経営の目標ということで取り組んでまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は午前10時40分とします。

午前10時二十八分休憩

———・———
午前10時40分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

昨年12月に重大なセクハラ行為があったと認定し、去る4月3日に男性職員に対し、停職4カ月の懲戒処分を行ったのは、過日の全員協議会で報告のとおりでございます。これに伴い、管理・監督する立場である町長、副町長の5月分の給料1カ月分を10分の1減額する条例改正を4月3日付で専決処分させていただいたものでございます。

なお、この職員につきましては、5月15日付で退職の申し出がありましたので、同日付で受理し、退職辞令を交付してございます。

条文の改正内容でございますが、附則の中に「平成27年5月に支給する町長、副町長の給料を、それぞれ700千円を630千円に、590千円を531千円に読みかえする。」という1項を加えるものでございます。

以上、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例）については、承認されました。

日程第3 報告2号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により社会保障・税番号制度の施行に伴う届出等書類に係る改正、軽自動車税の税率の改正とたばこ税の改正、町税の減免申請に係る納期限の変更等が、主な内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることになりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の法改正は、主に税制抜本改革を着実に実施する観点から、軽自動車税の税率の特例を導入するものや、たばこ税の特例税率を廃止するもの、マイナンバー制度関連の届出等書類の変更等の改正を行うものでございます。

なお、詳細はお手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。と存じます。

以下、美浜町税条例の一部を改正する条例について要約してご説明申し上げます。

まず、新旧対照表の2ページの第2条から第36条の2、第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139条の3、附則第10条の3及び20ページの附則第20条までの大半にわたり、変更がございます。

マイナンバー制度の改正でございますが、代表者、納税義務者等の住所の後に、及び氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）等を加える改正でございます。つまり、マイナンバーの利用が開始されることに伴い、納税義務者等が提出する申請書、届出書等の記載事項に番号欄が追加されるものでございます。この規定は、平成28年1月1日から施行することとなっております。

次に、18ページの附則第16条の軽自動車税についての改正でございます。

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、グリーン化特例（軽課）を導入するものでございます。対象車両の性能により、おおむね75%、50%、25%税率を軽減するものでございます。この規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用するものでございます。

次に、19ページの附則第16条の2のたばこ税の改正について、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減し、廃止するものでございます。

次に、前に戻りますが、5ページの第51条、7ページの第71条、8ページの第89

条、9ページの第90条、第139条の3は、町税の減免についての規定でございます。

町税の減免申請の期限を、納期限前7日から納期限までに改正するものでございます。この改正は、条例において減免の申請期限を定めている規定について、総務省からの技術的な助言に基づく通知による改正でございます。この規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、11ページの附則第7条の3の2の改正でございますが、消費税率の10%への引き上げ時期が変更されたことに伴う住宅ローン減税制度の適用期限を1年半延長するものでございます。この規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、14ページの附則第11条から附則第13条までの固定資産税の改正につきましては、土地の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長するものでございます。この規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、固定資産税に関連いたしまして、12ページの法附則第10条の2におきまして、わがまち特例として、津波災害区域において平成27年度以降、和歌山県でも区域設定があり得るところから、町と管理協定の対象となった津波避難施設について5年間課税標準を2分の1とすること及び新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅について5年間税額を3分の1とするものでございます。この規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、11ページの附則第9条、第9条の2は個人住民税の寄附金控除額に係る申告の特例についてでございます。

この改正は、いわゆるふるさと納税の申告手続の簡素化を図る制度でございまして、確定申告が不要な給与所得者がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例が創設されたものでございます。この規定は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

その他、関係法令の改正に伴う項ずれ、号ずれ等の規定の整備、語句の訂正等を改正してございます。

次に、美浜町税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明させていただきます。

この条例は、平成26年6月議会でご報告の上、ご承認いただいた一部改正条例の一部を再度改正するものでございます。お手元の新旧対照表の21ページをご参照いただきたいと思います。

第1条の改正につきましては、今回の法改正に伴い、昨年ご承認いただいた軽自動車税の税率改正及び3輪以上のいわゆる軽自動車について、新車から13年を経過した3輪以上の軽自動車の税額を改正税額に対して約2割の重課を課す規定と、今回のグリーン特例による軽自動車税の軽課をあわせて規定するものでございます。この規定は、平成28年4月1日から施行されますので、昨年承認いただいた平成27年度分以降の年度分について適用することとされている原動機付自転車及び2輪車に係る税率について、適用開始を

1年間延長し、平成28年度以降の年度分について適用する規定でございます。

改め文の附則につきましては、施行期日等を規定しているものでございまして、先にご説明させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、改正の概要でございます。やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第173条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

条例の改正というのは非常にややこしいてわかりにくいんですが、今、細部説明をいただいてもわかりにくいんですが、ちょっとだけ質問というか、こんな理解でええんかどうかということも含めて教えていただきたいと思います。

1つは、マイナンバー制が始まったので、その納税義務者というのはその番号書かんなんということですね。これが、10月1日にその番号が交付される、12桁の番号が交付されるということで、それ何か書類書くときはその番号を必ず書かなあかんということになるということでしょうか。

それから、もう一つは、これはわかりやすかったんですけども、軽自動車税が今年27年4月1日から増税になるということ、この増税措置が1年間延期された、増税には1年間ならないということで、よろしいですね。

それから、もう一つ、これは質問なんですけど、たばこ税のその3級云々というのがちょっと、4段階にわたってという話が非常にわかりにくいんで、もう少しわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

それから、ふるさと納税がどんどん進むように簡素化されたということで、これは簡単に納税したら所得税のあれが、控除がされるという理解でよろしいんでしょうか。

それから、町独特のものとして津波避難施設の税額が、5年間ですか、2分の1、それでサービス付き高齢者住宅は税額3分の1の5年間軽減されるというような、そういうふうな話で、私が間違っていたら訂正をいただき、またもう少し詳しく説明をしていただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、マイナンバー制度でございますが、これは納税義務者等が提出する申請届出等の書類の記載事項欄に番号が記入する欄が追加されたということでございます。

ただ、個人番号についてはいろいろ個人情報等の問題もございまして、法人番号につきましては公開でございますので、法人番号から先入ると思います。

あとは、確定申告書類等にも当然番号書くようにもなるんですけども、これは平成28年度分の確定申告を29年2月にするときの申告から番号欄が記載されるというふうに聞いております。

続きまして、2点目ですけれども、軽自動車税の原付に係る、二輪車等に係る税率改正の延長ですけれども、これは中西議員がおっしゃるとおり、1年間延長されました。

あと、たばこ税についてだと思っすけれども、これが旧3級品の製造たばここといいまして、今、エコーとかわかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、うるまの6銘柄あるんですけれども、今現在250円の税率になっております。これを、4年間かけて380円の税率に段階的に上げていくという制度でございます。最終的には、380円になる予定でございます。

続きまして、ふるさと納税につきましてですけれども、ふるさと納税の、今現在ふるさと納税というのは寄附金税額控除の一部として行っておるんですが、今は確定申告してから還付を受けなければいけないという制度になっておるんですけれども、今回の改正におきまして確定申告不要な給与所得者等につきましては寄附先の団体のほうに申し出たら確定申告を行わなくても、寄附先団体、市町村ですけれども、その必要な事項を寄附者の個人住民税の課税市町村に通知するというので、ふるさと納税を受けた市町村から、その住民である所在市町村にこんな申告ありましたよというふうな通知されたら確定申告義務が省かれるということがございます。

次に、わがまち特例という関係なんですけれども、今、津波避難施設等、具体的な家屋の管理協定となりました津波避難施設のうち、避難用に供する部分、その償却資産と固定資産について課税標準額を減額する措置でございます。

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅につきましては、5年間、税額を3分の1です。先ほどの管理協定の最初からあった施設は、課税標準額を2分の1になります。

住宅については、5年間課税標準額を2分の1です。住宅というのはあれですよ、管理協定の対象となった津波避難施設については、5年間、課税標準額を2分の1で、新築のサービス付き高齢者向け住宅については、5年間、税額を3分の1でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 大分わかったようですが、またもう一回復習してみたいと思いますが、一つだけちょっとそのマイナンバーのことで、今年はいいいけれども、来年からこの確定申告のときにも個人番号書くということ。この個人番号、今、ちょっと年金のこの番号が流出して、和歌山県でも大体1万人ぐらいが流出しているということで、近所の人なんか、15日に年金入っているか調べに行ったという人があるんやけれども、非常にその年金の基礎番号というか、何か番号が流出したとえらいことになっているんですけれども、この年金だったらしれているんですね、そこに含まれているプライバシーというのは、生年月日とかわかる、そんなに大したものはないと思っすよ。このマイナンバーは、大変なものが含まれているということになりますので、これをその書くということになるんでしょうか。大変難しいなどは、難しいというか、恐ろしいなと思っすけれども、確定申告、自分書いて出したその番号が、何かそのサーバーや何や、ようわからん話

ですけれども、年金機構でも絶対漏れんというやつ、セキュリティーかけてあったやつを、自分の仕事上データ出してきて、そこから漏れたというんやから、その自分で書いてそれを税務署へ出すって、漏れへんかなと恐ろしい気がするんですが、そのあたり、もう少し詳しく、どういうふうになっているんか、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） マイナンバーについて、私のほうからお答えいたします。

確かに、この前の年金情報が漏れたという件で、国のほうもこれが影響してマイナンバーの導入スケジュールに影響が出ないかということで危惧はしているところのございですが、特段それによってマイナンバーの導入スケジュールをどうこうという話は今のところ聞いてございません。それで、先ほど税務課長からもありましたように、今回のこの改正については、基本、法人に対してのマイナンバーということで、法人は1桁多くて13桁の番号、これはもう一般に公開されるということで導入が予定されております。それで、個人につきましてのその12桁のマイナンバーについてでございますけれども、前回の議会でもお答えいたしましたように、やはり税と社会保障の一体改革ということで、その所得を完全に把握すると、それによっていろんな保険料であったりとか、税であったりということに不均衡、不公平が生じないことを目的として導入されるのがこのマイナンバー制度のもともとの趣旨でございますので、それのもととなるその税の申告にマイナンバーを書かないということもともと想定していないと。これにマイナンバーを入れることで、初めてこの税と社会保障のこの一体改革が進むものと、そういう解釈をさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。今のマイナンバー制度の話やけれども、ここで言うてもしようがないかもわからんけれども、これ、今、総務政策課長、所得を把握と言うているけれども、個人資産全部把握するために、これ、あるんやで。ということは、ナンバーが漏れるということは、個人資産全部どこかに行っちゃうかもしれないということなんやで。今、だから年金の個人情報漏れたんで、125万件が、実際何万件ぐらいが正味どこまで漏れたかようわからんけれども、結局、今すごく反対運動起こっている。そこでです、お尋ねしたいの。これ、もしもっと延ばすよということになる、5年先にしますよ。5年先にしても一緒やと思うんですけれども、漏れるもんは漏れるんですよ絶対。国家公務員というのは、この間テストしたらしいですよ、16万人いてるか、20万人いてるか知りませんけれども。当てずっぽうのメールを送ったら、黙って開いたんが、13%の人が国家公務員開いているんです、13%。これ、少ないと思うか多いと思うか、別にして。そんなていたらくなんですよ。13%の人、100人のうち10人以上の人がメール来たんで開いている。開いた時点で、もうアウトなんですよ。だから、これもし延ばすとなりゃ先行投資したことになるのか。予算を上げて、ところどころに予算出ていますよね。そういう

ところまでお考えですか。国がもしこうなったら、うちはここへ投資したけれども、これは使えやんと。それは、仕方ないことやで。仕方ないことやから、その辺のことまでお考えですかというのをお聞かせください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 仮定の話とは思いますが、5年先にこれが延長されることはあるのかという、そういうことは想定はしていないわけでございます。仮にそういうことになれば、昨年1年間苦勞してクラウドにデータシステムを導入した、この経費が全て水の泡になってしまうということになりますので、先ほども言いましたように、国においてはその今回の年金問題が影響して、このマイナンバー導入のスケジュールに変更が生じないよう努力していると、もちろんセキュリティーが一番大事ですので、そのあたりには今まで以上に力を入れていただけるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにございませんか。

○議長（議員） 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（議員） 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（議員） （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）については、承認されました。

日程第4 報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引き上げ及び低所得者の負担の軽減を行うものでございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

主な改正理由は、高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、平成27年度は平成26年度と比べまして限度額超過世帯の割合が上昇する見込みであることから、高所得者への負担の公平の確保と低所得者に対す

る軽減措置の拡充を行うものでございます。

なお、お手元の新旧対照表をご参照いただきたいと存じます。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿って説明申し上げます。

第2条第2項、第3項並びに第4項は高所得者の基礎課税額、後期高齢者支援金に係る課税限度額をそれぞれ10千円増額、介護納付金の課税限度額を20千円増額するものでございます。

第23条は、先ほどの課税限度額改正によるものです。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の245千円から260千円に改正し、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の450千円から470千円に改正して、中間所得層の保険税の軽減を拡充するものでございます。

第23条の2第2項は国民健康保険税の減免の期限を、納期限前7日から納期限までに改正するものでございます。この改正は、条例において減免の申請期限を定めている規定について、総務省からの地方自治法第245条の4の技術的な助言に基づく通知による改正でございます。

最後に、附則でございますが、第1条の施行期日につきましては平成27年4月1日から施行するものでございます。第2条では、改正後の条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定してございます。

次に、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について説明させていただきます。

この条例は、平成25年9月議会でご審議の上、可決いただいた一部改正条例の附則を改正するものでございます。

第1条の施行期日につきましては、附則第14項の条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う規定のみ平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上が、改正の概要でございますが、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ございませんか。中西議員。

○10番（中西満寿美君） この中身についてはないんですけども、軽自動車税の1年延期もそうでしたが、これなぜ3月31日という、そういう忙しいというか、年度末ぎりぎりに持ってくるんかというの、そのことだけ、ちょっと不思議に思いますので、説明してください。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

大変難しい問題でございますが、これ国の予算が年度末ぎりぎりに成立しますので、うちのほうでも3月31日にこうなりましたとあって、日変わると同時にメール送付されておりますので、こういうふうな期間になると思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにございませんか。

○議長（議員） 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（議員） 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第3号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）については、承認されました。

日程第5 報告第4号 専決処分事項の報告（平成27年度美浜町一般会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 報告第4号 専決処分事項の報告（平成27年度美浜町一般会計補正予算（第1号））について細部説明を申し上げます。

平成28年度からの工事着手を目指して、現在その準備作業を進めてございます松原高台避難場所でございますが、4月初旬に工事予定地が埋蔵文化財の包蔵地に該当しないか県教育委員会に問い合わせを行ったところ、現地調査の結果、建設予定地の一部が吉原遺跡に含まれる可能性があり、試掘確認調査が必要であることが判明いたしました。今後の保安林解除申請や海浜地の使用許可申請のスケジュールからも、一日も早くこの試掘確認調査を実施する必要があると、5月18日付で補正予算を専決処分させていただいたものでございます。

金額的には、歳入では地方交付税を財源として、歳出では消防費の災害対策費に10日分の作業員賃金や機械の借り上げ料など、合計798千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を32億82,622千円とするものでございます。

以上、やむをえず専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

ございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第4号 専決処分事項の報告（平成27年度美浜町一般会計補正予算（第1号））については、承認されました。

お諮りします。

この際、日程第6 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、日程第7 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町農業集落排水事業特別会計）について、日程第8 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町公共下水道事業特別会計）について、日程第9 報告第8号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） 繰り越しということですので、一括で。

はい、お願いしたいと思います。

異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6 報告第5号、日程第7 報告第6号、日程第8 報告第7号、日程第9 報告第8号を、一括議題とします。

4件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 報告第5号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町一般会計）について、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町農業集落排水事業特別会計）について、報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告（美浜町公共下水道事業特別会計）について、報告第8号 建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）について一括してご説明申し上げます。報告第5号、報告第6号、報告第7号は、地方自治法第213条の規定により繰り越しを致しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をするものでございます。

まず、報告第5号は、平成26年度美浜町一般会計の繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

総務費、総務管理費につきましては、基幹系システム構築料でございます。繰越額は

11,801千円で、財源につきましては県支出金9,545千円、一般財源2,256千円でございます。基幹系共同クラウドシステムのマイナンバー関連について、国の仕様が固まらないことに伴うシステム構築費の繰り越しでございます。

同じく、総務費、総務管理費の地方創生事業につきましては、全額国からの交付金が財源でございます。地方消費喚起型のプレミアム商品券事業分が19,292千円、先行型の地方版総合戦略の策定などの事業が29,457千円、合わせて48,749千円でございます。

農林水産業費、水産業費につきましては、日高港西川地区漁船係留施設整備事業でございます。繰越額は1億48,509千円で、その財源につきましては、国・県支出金1億23,757千円、地方債18,500千円、一般財源6,252千円でございます。

消防費、消防費につきましては、地域防災計画の印刷製本費でございます。繰越額は497千円で、財源につきましては、全て一般財源でございます。

以上、一般会計は4件の報告でございます

続きまして、報告第6号は、平成26年度美浜町農業集落排水事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

建設費の繰り越しは、和田処理場機能強化事業、不明水対策事業でございます。繰越額は9,000千円で、財源につきましては、国・県支出金3,500千円、地方債3,500千円並びに一般財源2,000千円でございます。

報告第7号は、平成26年度美浜町公共下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

建設費の繰り越しは、公共下水道事業でございます。田井畑及び本ノ脇地区の管路工事でございます。繰越額は78,000千円でございます。財源につきましては、国・県支出金33,000千円、地方債37,700千円並びに一般財源7,300千円でございます。

以上で、報告第5号、報告第6号、報告第7号の報告を終わります。

水道事業会計の建設改良費繰越計算書の報告（美浜町水道事業会計）につきましては、細部説明は担当の上下水道課長からご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 報告第8号 平成26年度美浜町水道事業会計建設改良費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、建設改良費の一部を翌年度に繰り越しをいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告をするものでございます。

配水管移設工事費の繰越額は、2,320,920円でございます。財源は、公共下水道移設補償金で賄うものでございます。

繰り越し理由につきましては、田井畑地区の公共下水道工事の関連工事が明許繰越されたためでございます。

以上、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告するものでございます。

○議長（鈴木基次君） 4件一括して質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

本件については、議会の承認事項ではありませんので、これで議了します。

しばらく休憩します。

再開は午後1時30分からとします。

午前十一時二十七分休憩

————— . —————
午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第10 議案第1号 美浜町に副町長を置かない条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第1号 美浜町に副町長を置かない条例の制定について細部説明を申し上げます。

地方自治法第161条第1項に、「都道府県に副知事を、市町村に副市長村長を置く。ただし、条例で置かないことができる。」と規定されてございます。

現在の副町長の任期が6月30日までとなっておりますので、本条例を制定することで、7月1日以降、副町長を置かないとするものでございます。

附則として、この条例の施行日は7月1日とするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。高野議員。

○7番（高野正君） 7番。置かない条例ということは、副町長は必要がないと、町長がご判断されているということですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい、高野議員にお答えいたします。

必要ないという認識は全く持ってございません。当面、諸般の事情で置かないということでございます。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。当面置かないということは、置くときにはまた置く条例を上程されるということだと思っておりますが、現在に至るまで現上田副町長におかれましては、議員がいろんな意見がある中で、調整して一生懸命やってくれました、認めます。それをいつまで置かないのか、わざわざ1年後ぐらいからまた置くんよ、というんだったらわざわざここへ上程、置かない条例をしなくてもほっときゃそれでええん違うのかと思うよ、

ぐらいの判断ですよ。

だから、わざわざ置かない条例を出すということは、これ可決されれば、今度また次に置くときには置く条例要るんですよ。そういうことを鑑みて、もしこれが否決されれば直ちに置かなくてはならないことになるのか、その辺、町長、どうぞ判断されているんですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

今回のこの議案に関しまして、先ほど私自身ご答弁させていただきましたとおり、1年とか2年というような形でのスパンでは、現時点では考えてございません。ただ、いつですかということ言えば、ここではっきりと申すことはできないんですけれども、当面は副町長を置かないということでご理解賜りたいなと思います。

それと、前段で高野議員がおっしゃったとおり、私自身、半人前ということで、副町長には随分と色々な形でお世話になって、2人でこの町政を担ってきたということもございます。そういった形と言えば、副町長に関しまして随分とお世話になった、そしてまた色々な形で指示をいただいたありがたい存在であったと、このように思っております。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の高野議員の質問に関連して質問させていただきます。

今、置かない理由というものを、諸般の事情と申されました。ここにおられる議員の方、誰もが今までの副町長が一生懸命やってきてくれたということに感謝を申し上げますし、認めるところです。それが、何ゆえ、どうしても副町長が、次、引き受けてやらんというようなことを言うたんですか。諸般の事情というのは、一体どういうことなんですか。我々の納得のできるように、詳細にご説明願えませんか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

議員各位にわかるようにご説明をというような形のご質問であったかと思っておりますけれども、これにつきまして大変恐縮でございます。すぐデリケートな部分もございますので、その辺につきまして、詳細ということはご勘弁願いたいなと思います。

ただ、先ほど高野議員のときにも、私自身、ご答弁させていただきましたとおり、私の1期目、そして1期目の7月からということで、副町長と二人三脚で随分とお世話になった中でやってまいりました。ただ、今回も新聞紙上等々にも載っておりますとおりの状況でございます。今回は諸般の事情というような形で先ほども答弁させていただきましたということで、どうでしょうか、田淵議員。あと、少し答えにくいところもあるんですけれども、あくまでも、私自身、上田副町長には随分お世話になったということ、改めてここで申し添えたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 非常に微妙な問題、心中も理解させていただきます。しかし、この

地方分権一括法ができてから、助役というものが副町長という名前変えた。これ、なぜ変えたかというのはご存じのとおりやと思うんですけども、助役、助ける役目というんじゃないしに、今までだったら、町長ワントップで全てのことをやってきた。しかし、これだけ地方自治体で判断せないかんもんが増えてきた、だからツートップ体制、そういう意味合いもあるんですよ。それは、もう町長もご存じだと思うんです。その意味において、空白期間をつくるということはいかかなんですかということをやっているわけなんです。もっと緻密な、いわゆるツートップ体制を保つために副町長の役目で非常に重大、だからもっと慎重に、どうしてこういう結果を招いたんかということをや、皆さん、疑問に思っているのは事実です。そのことは微妙な話ですから、そこから先、申しません。

しかし、我々議員としてみたら、それは確かにいろんな情報というのは入ってこないとはございません。しかし、町長としてもこういう方針でいきたいんやと、諸般の事情と申されたように、私、ここに持っているの、紀州、日高新報なんです。そこで、ある意味、議員は何もわからないわけですよ。わからない中で、今回は選任を見送る、今後、外部、庁内の双方で適任者を検討していきたいとの考えを明らかにした。ほいで、これはその議案発表に際しての取材に答えたと言っているんでしょう。今回の後任、副町長選任見送りに対応して、森下町長は、今後、副町長を置く考えはあり、その際は同条例を廃止する、また飛ばして、議会告示までに関係筋との調整をまとめ切れなかった模様。森下町長は副町長選任の見送りについて、諸般の事情と話している。これ、初めて議員として読んだときに、我々知らないけれども、新聞社にこれだけ明かしてるんでしょう。これ、ちょっと行き過ぎだと思いませんか。僕、はっきりこれ読んだとき、これ議会軽視でこういうことを言うんだなと思いましたよ。

我々議員は、今ここで初めて上程されて、上程理由を聞いて、ああ、そういうことか、でもその中には自治法第161条ですか、その2項か何ぞに、2項でしたか、条例で置かないことができる、それも、私も読みました。でも、その説明があっただけで、どういう理由で今回こうなったかということの説明は一回もなかったんですよ。これ、私だけじゃなくて、疑問に思わない議員ということ、おかしいですよ。新聞に何でここまで言って、我々には何の事情も聞かせてくれないんですか。町長、そこら辺について一言ご答弁お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

新聞に、私自身、詳細について申し述べたという記憶はございません。ただ、そうした新聞取材等々のときもそうだったんですけども、これについては、もうできたら控えていただきたいというような形でお話もさせていただきました。だから、あくまでもこの新聞の中で、新聞記者の私見等々もあったかと思えます。ただ、私自身、全く言っていないのかといえば、そうではございません。だから、今回につきましては、副町長人事ということでは見送りますというような形、お話はさせていただきました。

あと、田渕議員が今言われたとおり、議員各位について、わかりませんよ、そして議会軽視ではなかろうかというような形でお話もあったかと思いますが、私自身、議員各位と、そして新聞というような形の中で、全くてんびんにかけたつもりもございませんし、議会議員にいろいろな形でご指導、ご鞭撻をいただきながら町政運営をやっていく中で、そういった意識はないということも、ここでは申し添えたいなと思います。あくまでも、新聞社が来て、その中で私で言ったこと、そして新聞記者のその辺の主観も入ったかのように思います。だから、ちょっとこのときは、たしか日高と紀州新聞でございますが、同時に来たかと思いますが、ちょっと書き方というのも新聞社ではニュアンス的には違うのではなかろうかと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） これ、3回目になるんで、これで最後にしますけれども、確かに新聞社が主観で書いた、スポーツ新聞ではありません、週刊誌ではありませんので、主観で書いた一言で片づけられたら何とも言い難いものになってくるんですけども。でも、普通ですよ、普通、外部、庁内の双方で適任者を検討していきたい、こういうところも書くときにはあらかじめ、この方になっていただきたい、自分の幹部はそのことも了解済み、それぐらいになって初めてこのぐらいのこと書くのが普通だと思うんです。私、言ってないのに、勝手に書いたんやと言われてしもうたらそれまでですけども。しかし、だからといって、議員にもっとざっくばらんに話してくれていたら、それは根回しという言葉を求めているわけではないですよ。もっとざっくばらんに話してくれていたら、高野議員も含めて、私も、ここで詰め寄るようなことはしないんですよ。

でも、我々にしてみたら、いきなり置かないのなら条例をつくらないかんというのは、自治法に書いているんで、それはもう条例として出てきたん、わかります。しかし、余りにもここに至る過程というものは、新聞にこう言いながら我々に対してはちょっと乱暴ではないんですかということ、一番言いたいんです。それを、私は、とりようによっては議会軽視ですよということを言うているんですよ。そういう乱暴なことをしていたら、やっぱり議会と町長の信頼関係って、崩れますよ、新聞でこっだけ書いて、我々になかったら。

2回目と同じ質問というのは、ほかの議員の皆さんはこれで了解やというんなら、私は、そう申しませんが、でも、そういう、これは新聞社勝手に書いてんね、それで条例って、私、賛成しかねますよ。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

そういった主観、主観というような形で、いや、新聞社の書き方でも少し違いますよねというような形で、先ほど、私、ご答弁させていただいたかと思いますが、それと、田渕議員、今おっしゃった、議会軽視というような形でお話もあったかと思いますが、私自身、改めてそういった気持ちも全くございませんし、今後とも議会との運営の中でそう

いったことは厳に慎んでいきたいと思ひますし、また逆にここについて足りないよというよな形のことがあれば、またその辺につきましたらば、ご指導いただければと、このよに思ひます。

○議長（鈴木基次君） ほかに。谷議員。

○6番（谷重幸君） 単純に、現上田副町長の職にこれから穴があくといつては失礼ですけれども、県の対応を含め、一つの会議から、さまざまなことに支障が出てくるかなという心配をしております。これから、対応をどうされていくんでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

そういったことができるだけないように、極力ないように努力をしてみたい、それにつつまして、私、そして職員一丸となつてやってみたいなと思ひます。前段で、私自身、ご答弁させていただいたとおり、上田副町長と1期目させていただいて、随分お世話になつたということでございます。そういったことから、言へば全く穴があかないとは、私自身、思つてございません。そういった形の中で、先ほどもご答弁させていただきましたとおり、今、私の頭の中で誰という形は全く入つていません、ございません。ただ、できるだけ早く、当面はということでご今後取り組んでいきたいなと、このよに思ひます。

○議長（鈴木基次君） 谷議員。

○6番（谷重幸君） そしたら、先ほども言ひましたが、県、美浜町県管理の工事も含め、浜のことでもそうですけれども、さまざまな格好で話を進めていかない中で、町長が芯になつてそういった話を積極的に出ていただいて話をするということ、よろしいんでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

何もかも、私自身が前面に立つてということではなからうかと思ひます。いろいろな形で役場という組織がございます。そういった形の中で、担当課もおり、担当課長もおります。そういった形の中で、今までもそうだったんですけれども、いろいろな形で二人三脚、いろいろな形で今後とも取り組んでいきたいなと。こういった方向で行かざるを得ないというのが実情ではなからうかなと、このよに思ひます。その辺につつまして、谷議員がいろいろな形でご心配もあろうかと思ひますけれども、その辺につつまして逆にまた何かあれば言つていただけたらと思ひます。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） 関連。私は、副町長のお仕事というのは、大変多岐にわたつてたくさんあると、この何か月かで、はたにいててよくわかつてきたところですが、それを置かないのか、置けないのか、何かデリケートな部分だったと思うんですけれども。やっぱり、人事というのはデリケートな部分があるんであつて、もう少し前からやっぱりデリケートに扱つていただければ、このような不在というようなことがなかつたのではないかと

思います。

それで、今このように、皆さん、お忙しいお仕事を幾つも抱えておられます。副町長がおられない期間の間、誰がまたその代わりをまたされるんですかということと、その人に負担がかかるということは、やっぱり町のリーダーとして職員のことも考えて、先ほど、何もかも自分ができるわけではないとおっしゃっていましたが、課長さんたちは県へ陳情へ行くときとか、ああいうのは、やっぱり上の人がついていってくれるだけでも何か心丈夫なところというのはあると思います。

だから、別に陳情というて、内容は課長さんかもわからないんですけども、置かない空間だけではなく、ついていける時間というのはつくって、リーダーとして、先ほどの田淵議員の一般質問にもありましたが、交付金なり、何なりとってこられるというのが、これからすごく財政のほうでは大変なことだと思うので、リーダーが大きな決断をしていただき、動いていただいたら、私は、嬉しいと思うんですけども。副町長のいない間を、頑張っていただけのようにしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員にお答えいたします。

こういった形が、現実的になってきておるように思います。その現実を考えながら、前へ前へと進んでいかななくてはならないかなと思います。

それと、先ほど、私自身、ご答弁をさせていただきましたが、副町長という形は随分と私の、言葉変えたら女房役というんですか、もいただきながら、また私とともに国・県とか、そういったケースもございます。もちろん、要望というような形で、私、そして副町長と行くケースもございますし、逆に1人ずつ行くケースもございます。今、龍神議員が言われた、副町長が行かれておったケースに関しまして、私、また担当課長というような形、ケースも出てこようかと思っておりますけれども、龍神議員がおっしゃったとおり、職員には負荷も多かれ少なかれかかるのが現実だと思います。先ほど、私自身、ご答弁させていただきましたとおり、私、そして職員一丸となってこの窮状というんですか、それに関しまして取り組んでまいりたいと、このように思います。

頑張りますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木基次君） ほかにございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議員 （賛成者起立）

○議長（鈴木基次君） 起立多数です。したがって、議案第1号 美浜町に副町長を置かない条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第2号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第2号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託について細部説明を申し上げます。

現在、単独で導入しています戸籍総合システムでございますが、OSがXPである上、現在は保守期間が切れているのを延長して使用してきているものでございます。

今般、システムの更新を検討するに当たり、震災や津波の被害から大切な戸籍データを守るため、本体となるメインサーバーを、津波被害を受ける可能性が低い日高町役場内に置き、同時期にシステムの更新時期を迎える由良町、日高町、美浜町の3町が共同で同システムを使用していくことになりました。

共同利用することで、初期導入費と今後の維持管理料の低減が図られるものと思われま

す。
地方自治法第252条の14第1項に、「事務の委託」という項目がございまして、普通地方公共団体は事務の一部を他の普通地方公共団体に委託できることとなっております。

また、これを準用する自治法第252条2の2第3項に、この場合、日高町との協議内容について定めた規約について議会の議決を経なければならないとなっておりますので、この規約をお示しし、議会の承認をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （賛成者挙手）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 電子情報処理組織による戸籍事務に関する事務の委託については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第3号 美浜町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第3号 美浜町職員定数条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

介護保険法が改正され、平成29年4月に、要介護認定の方のうち、要支援1、要支援2の方のデイサービスとホームヘルパーの利用が、町の地域支援事業へ完全移行することが決まっています。これに伴い、美浜町地域包括支援センターがその業務を担うこととなっていることは、ご承知のとおりでございます。

3月議会の質疑の中でも、現在の地域包括支援センターの人員体制で、新しい事業をやっているのか、今の人数では難しいのではないかというご意見もいただき、担当課長からは地域包括支援センターの体制として、あと数人の増員が必要であるという答弁をし、町長からも27年度中に体制づくりを検討するという答弁をしたところでございます。

これらを踏まえ、現在、職員の定数が上限91人で、そのうち町長部局が56人となっているところを、4人増やして60人とし、全体の定数を95人とするものでございます。4月1日現在の職員数は89人で、定数から少しだけ余裕はありますが、実は町長部局は既に定数いっぱいであり、地域包括支援センターの採用枠がない状態となっております。

来年4月の職員採用については、7月ごろから計画していく必要があります。介護保険制度が変わることで、今後の採用計画も見直す必要があるこの機会に、職員定数を増やすものでございますので、議員の皆さま方のご理解をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （賛成者挙手）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

現在のALT、外国語指導助手の報酬月額、町の条例により340千円と定められて

いるところでございますが、平成24年度からの国のALT採用の指針の中で、今後採用するALTについては、報酬月額をスライド制とすることが定められていて、来日1年目は月額280千円からスタートし、2年目は300千円、最長5年目では330千円となることとなっております。

本年7月末で、現在赴任中のジャシー先生が帰国されることとなり、新しいALTが来日されるのを機に、条例中の別表を改正し、報酬月額については5年目の最高額である330千円以内とする改正を行いたく、今回、ご提案申し上げますのでございます。

なお、附則として、この条例は平成27年8月1日から施行するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （賛成者挙手）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正の内容でございますが、これまで美浜町職員には縁のなかった「地域手当」を職員手当として払えるようにするための改正でございます。

公務員の給料は、もともと国が示す全国一律の給料表によって支払われていますが、都市部と地方で日常生活にかかる費用にも格差があるということで、東京特別区の20%を筆頭に、7段階に分けて手当という形で給料の上乗せ分が払われる、これがいわゆる「地域手当」でございます。和歌山県の場合、和歌山市と橋本市が第6段階の支給地域に定められていて、6%分が支給されてございます。

今年4月から、美浜町職員が和歌山市に事務所のある地方税回収機構へ派遣されたのですが、実は既に2年前から後期高齢者医療広域連合に派遣されている職員には地域手当が

広域連合から支給されているのに対しまして、地方税回収機構は町の条例によって支給しないと地域手当が出ないことがわかってきたところでございます。

回収機構との協定では、町の条例で一旦地域手当を出せば、後からその費用は回収機構から負担することとなっていて、既に派遣をしている他の幾つかの自治体でも、町の条例で支払えるように条例を改正しているところでございます。

今後、職員が、県や広域連合、回収機構などに派遣されることも考えられ、派遣先によって手当の取り扱いが異なることのないよう条例を改正するものでございます。

具体的には、第3条の改正は、給料に含まない手当として、地域手当を加えるものでございます。

26条、27条の改正は、期末勤勉手当の計算の際の基礎額に地域手当を加える旨の改正でございます。

第27条の2は、新たに「地域手当」の定義を追加し、20%を超えない範囲で率について規則で定めるとしたものでございます。

以下、第28条、第30条、第33条の改正についても、地域手当が追加されることに伴う条文の整理でございます。

この条例は公布の日から施行し、本年4月1日に遡って適用するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。高野議員。

○7番（高野正君） おおむね理解をしておるつもりなのですが、この勤勉手当を勤勉手当及び地域手当、そもそも地域手当の、派遣してするときの出るやつやのに、なぜ派遣手当って書きゃはつきりするのにやで、派遣手当って書いときゃはつきりするのに、なぜここに「及び地域手当」って、こういう文言しか使えないんですかということをお聞きしたいんですよ。これだったら、あたかも全職員に配られるような誤解を与える、これ知らん人が見たら、今の説明を受けなければ。だから、これ、そう書いたら出ないんですか、言葉が決まっているわけなんですか、それをお尋ねします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

職員手当に計上される中の各種手当については、一応、その人事院規則の中で、何々手当、何々手当という名称が決まっております。派遣手当というふうな名前の方は、ひょっとしたら自衛隊とか、ああいう感じの職種に派遣手当というのがあったかわからないんですけども、一般行政職におきましては派遣手当という名称の手当はないのでここでは、今回の場合は地域手当という名称になっておるものでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番です。変な質問ですけども、27条の2に、100

分の20を超えない範囲で規則に定めた割合を乗じて得た額とするとありますが、今は、一体どのくらいなのでしょう。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

先ほど、副町長からの細部説明にもありましたように、この地域手当というのは東京特別区が1級地ということで、最高の20%となっておりまして、それ以下1級から7級まで7段階になっております。

それで、1級地が20%、2級地が16%、3級地が15%、4級地が12%、5級地が10%。それで、和歌山市と橋本市が入っています6級地が6%、それで7級地は3%。美浜町はこのどれにも該当しませんので、美浜町は、もちろん、地域手当は該当しないわけですが、先ほどからもありますように、和歌山市内もしくは橋本市内に事務所が所在するそういう機関へ、今後派遣とか、出向とかいうふうな形で勤務する形になると、国のこの人事院の支給割合に沿って、規則は別途また定めるわけですが、これに沿う形で6%という形になるかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （賛成者挙手）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第6号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第6号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

前年中の所得及び固定資産税対象額の把握ができましたので、今年度の国民健康保険税額の試算を行いましたところ、本年度は昨年度に比して税率試算の基礎数値になる予算額が大幅な増額となっていること等、現行どおりの税率で試算しますと、不足が生じてまいりますので、税率を上げる改正をお願いするものでございます。

お手元に、新旧対照表をお届けしてございますので、ご参照いただきたいと思います。

第3条、第4条、第5条及び第5条の2につきましては、国民健康保険課税額についての規定でございます。

第3条第1項は、所得割額に関する規定で、「100分の6.8」を「100分の8.9」に改めるものでございます。

第4条は資産割で、「100分の31.5」を「100分の44.0」に改めるものでございます。

第5条は均等割額で、被保険者1人につき24,500円を32千円に改めるものでございます。

第5条の2は、世帯別平等割額の規定で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では20,500円を25千円に、特定世帯では10,250円を12,500円に、特定継続世帯では15,375円を18,750円に改めるものでございます。

第6条、第7条、第7条の2及び第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税額についての規定でございます。

第6条は所得割額に関する規定で、「100分の2.2」を「100分の2.7」に改めるものでございます。

第7条は資産割額に関する規定で、「100分の10.4」を「100分の12.0」に改めるものでございます。

第7条の2は均等割額で、被保険者1人につき7,900円を9千円に改めるものでございます。

第7条の3は世帯別平等割額の規定で、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では5,800円を7,700円に、特定世帯では2,900円を3,850円に、特定継続世帯では4,350円を5,775円に改めるものでございます。

第8条、第9条、第9条の2及び第9条の3につきましては、介護納付金課税被保険者の課税額についての規定でございます。

第8条は所得割額に関する規定で、「100分の2.3」を「100分の2.4」に改めるものでございます。

第9条は資産割額に関する規定で、「100分の9.0」を「100分の10.5」に改めるものでございます。

第9条の2は均等割額で、被保険者1人につき9,400円を10,400円に改めるものでございます。

第9条の3は世帯別平等割額で、1世帯につき5,500円を6,300円に改めるものでございます。

第23条は低所得世帯の国民健康保険税の減額に関する規定で、第1号は7割軽減世帯について、第2号は5割軽減世帯について、また第3号は2割軽減世帯についての軽減額の改正でございます。

次に、附則について申し上げます。

第1項は施行期日についてで、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものでございます。

第2項は適用区分で、改正後の条例は平成27年度分の国民健康保険税から適用し、平成26年度分まで旧条例を適用するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番です。先だって、全協で福祉保険課と税務課にお願いをして、国民健康保険の仕組みや国保税、どういうふう調整をするんかということをお願い強さしてもらったんですけども、非常にこの国保税の仕組みというのは複雑ですね。今の条例のあれでも複雑になっているんですけども、そこで後期支援金も要るし、介護の納付金も要るし、大変なんですけど、もう簡単に質問です。

一昨年は1人平均2,230円の値上げと2.7%でした。昨年は8,319円の値上げに9.74%でございましたが、今年度は平均して1人当たりと率はどのくらいになるのでしょうか、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 中西議員にお答えいたします。

今年度の改正に当たりましては、1人当たりで18,611円の増、率で20.13%の増加でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） ちょっと、その値段18,610円。

○議員 「18,610円」

○10番（中西満寿美君） 11円。

○議員 「20.13%」

○10番（中西満寿美君） はい、20.13%ですね。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） はい。昨年度に比べて、いずれも物すごい倍以上の値上げということになるんですけど、これは、先ほどのご説明の中で医療費が非常に増えているというようなこの大幅増税の原因を説明されましたけれども、そのあたり、もう少し詳しく、これ出したら大変になるかと思うんですけど。

それと、もう一つ、先ほどの報告第3号で、所得の多い人についてはこの上限を上げると、所得の低い人については軽減措置を強化するというのが、先ほどの、午前中の専決処分の報告で出されたと思うんですけども、これは、そしたら所得の低い人、こんなには上がらないですね、これ平均ですから。そこら辺も、ぐちゃぐちゃ言うてすみません、大幅増税の原因をもう一回説明していただきたいのと、それから低所得の人をせっかく軽減措置、さっき報告第3号で聞いたのに、どのくらいになるんかというようなことをお願い

します。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 国民健康保険税の税率改正の経緯についてでございますけれども、平成27年1月29日の第2回美浜町国民健康保険運営協議会の場におきまして、平成27年度予算と国保税についてのご説明を申し上げます。

今回、国保税として確保しなければならない額は、前年度より約57,800千円の増額となることを素案として提示いたしました。これを予算ベースで計算いたしますと、被保険者1人当たり120,858円となり、前年度の92,453円と比較して28,405円、率にして30.72%の負担増となりました。その額については、国保の運営協議会のほうで到底了解しかねるというお答えいただきまして、庁内部において協議の結果、財政状況等も勘案され、法定外繰入金として一般会計から20,000千円の繰入金が最終限度といたしまして、保険税の負担額を約37,800千円の増加に抑え、被保険者1人当たり112,036円、率にして21.18%で諮問して、諮問どおり答申いただきました。

今回の税率改正につきましては、平成27年度第1回定例会でご承認いただきました国民健康保険税の予算の歳入額を確保するために改正をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） 中西議員にお答えいたします。

担当課といたしましても非常に難しい問題でありまして、病院が近くにあり、受診しやすい環境にあるとか、医療技術の進歩、高度化とか、また最近では高血圧、高脂血症、糖尿病などの患者が増えているのも要因とか考えられてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） すみません。先ほどの低所得者の話でございますが、低所得者に対しましても率で上がりますので、金額的には上がりませんが、おおむね20%余りの率で上がると思います。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） この前、予算が、確かに賛成多数で承認、成立をしたわけですが、3月議会でも、そのときはまだ昨年度の所得が確定していないから、余りはっきりした金額は出されなかったように思うんですけども。今、初めてその金額、18,611円、20.13%と、非常に驚いたんですけども、一体これは平均の1人です。いわゆる標準家庭と言われる家庭の4大家族で、ありますね、国保の標準家庭というのが。そのあたりで一体幾らぐらいになるんかと、そこら辺をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

標準家庭といいましたら、夫婦と子ども2人で、働いている方が夫だけという格好だと思えますけれども、一応40代夫婦で子ども2人、年収で4,500千円、所得に換算しまして3,060千円で、固定資産税が100千円かかっている世帯につきましては、世帯の税額539千円から666千円と23.5%の増加となります。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） すみません、10番です。

630千円、一応、標準家庭で、一応の630千円ということですか、今年度、国保税が。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 666千円です。

○10番（中西満寿美君） 666千円の標準家庭で、まだそんなの、ないかもわかりませんが、4,500千円の所得ですね。4,500千円の所得で666千円の国保税というたら、これ1割5分ぐらいになるのかな。ということで、またこんなに上げたらかえってまた滞納が増えるのではないかなと、そういうことを危惧するんですけれども、このあたりの見通しはいかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 今、収入で4,500千円、所得で3,060千円という話なんですけれども、滞納につきましては、今年度少し率は下がっていると思うんです。徴収率少し上がっていますけれども、なお一層今後とも努力していく必要があると思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにございませぬか。高野議員。

○7番（高野正君） 7番。福祉保険課長、これ、今、セカンドオピニオン、ここの医者があかんから次の医者で診てもらえよとか、医者が勧めるわけですよ。うちであかなんだら、よそでも診てくださいよって。そしたら、二重診療になるわけ、僕らから見たらやで。私事言えば、うちの女房もちょっと病院通いしているんで、高い、高いとは言えないんですが、そのセカンドオピニオン制度で二重診療するとか。

また、最近、私、ちょっと外科もかかっているんですけど、お年寄りが袋いっぱいのお薬を下げて、ぼちぼち持つのもつらそうに帰っているんですよ。レセプト点検とか、どこまでやられているのか、現実。高い、高いと野放しにしておきや何ぼでも上がっていくわけで、先だって、ちらっと知人に聞きますと、母親、病院へ連れていったら、薬こんだけか、前回もつくれたのにと、おかん、要らんねんてよ、家にあるからというても、やっぱりもらうんですよ、薬を。医者はどうかといいますと、薬出したら、出せんところもあるんですけど、調剤薬局で。出せるところも、そこら中にあるわけで、要はそれを持

ってかえられて、飲みもせんのに持って帰る、その分もはね返ってくるということで、無駄な薬を何重にももらってないかと、これレセプト点検しかないんですよ。それを、今までそういった質問をされた議員もおられますので、一体うちでできるだけ目を通して指導もしますという、そのときはそういうことであつたんで、今現在どのようにされているのか、お尋ねします。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） 高野議員にお答えします。

今後なんですけれども、厚生労働省のほうで、薬の重複、飲み残しの防止、患者のための薬局ビジョンを年内に策定する予定と聞いてございます。いわゆるかかりつけ薬局のことでございます。それと、レセプト点検についてなんですけれども、国保の担当者のほうで、過誤納の関係で現在は調査のほうを行ってございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありますか。ございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 反対の立場から。

物すごい値上がりの中で、これ、はいそうですとは言えない。いろんな事情を今お聞きしたんですが、大幅増税にならなしょうがない事情はお聞きしたんですけれども、私、ちょっとうる覚えで悪いんですが、3月定例会のときに、この県一つにするというその準備で国からお金がおりてくるような話があつたんですが、そのお金を使ってもこういうふうになるんだつたら、大変なことになるんで、ほんまに、これもう年々このように上がっていったら、先ほど何とか滞納少のうするようにやると言われましたけれども、非常に厳しい。回収はやらなあかん、所得があつたら払えますけれども、なかなか払えないという人が出てきそうですので、これは到底よう認めないと思います。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （賛成者挙手）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第7号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第7号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法等の施行により、町が新たに家庭的保育事業等の事業所を指定する際の基準について、昨年9月議会で条例制定をお認めいただいたところではありますが、この指定の基準の中の「職員」について、必要な保育士の数として、保健師または看護師を保育士とみなすことができるという規定がございます。

この規定について、今般、厚生労働省の省令の変更によって、准看護師も保育士の人数とみなすことができる旨の改正をするものでございます。

具体的には、第29条で小規模保育事業所A型、第31条では小規模保育事業所B型、第44条では事業所内保育事業所、第47条では小規模型事業所内保育事業所それぞれについて、准看護師を1人に限り保育士とみなすことができるという改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （賛成者挙手）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第8号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（上田収司君） 議案第8号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

本条例の改正は、平成27年4月からの介護保険制度の改正に伴い、去る3月議会で介護保険条例を改正し、介護保険料を改定いたしましたもののうち、所得の少ない第1項第1号の方の保険料率を軽減するものでございます。

なお、お手元に新旧対照表と改正概要をお届けいたしておりますので、ご参照ください。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

第2条に1項を加え、第1項第1号被保険者の保険料を34,920円から31,320円に、3,600円の軽減を行うものでございます。

次に附則でございますが、第1条で、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用するものとし、第2条は平成26年度以前の保険料についての経過措置でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、すみません。この介護保険の、6期の介護保険の計画のあれをしてみますと、第1号被保険者の介護保険料がずっと出てあるんですが、もう既にこれは条例でなかったも、もうこの表で31,320円に第1段階がなっているんです。そして、それが平成29年度には20,880円になるとなっていてまして、第2段階は52,320円が34,920円になる、平成29年です。それで、第3段階も、こう減るとなっているんですが、この今回の条例は、これは27年、28年だけで、29年はまたこの計画に沿って条例を改正するというのでしょうか。ということと、それからもう一つは、ちょっとこの条例とちょっと関係ないんで怒られそうですが、3月に介護保険のことでありました。8月から年金収入が2,800千円を超える人は負担が1割から2割になると、それから10,000千円以上の預貯金のある人は施設入所の軽減措置が受けられないと、こういうことが決まった、この8月からそうなると思いたす。

そこで、年金収入はわかると思うんですが、この通帳の写しを欲しいと言われたというような声があるんですが、そういうことを、声を聞いたんですけども、一体そういう8月から2割負担になる人、それから軽減措置が受けられない人は当町にどのくらい該当している人がいるのでしょうか。これ、ちょっと関係ないんですけども、介護保険に関連して質問します。

○議長（鈴木基次君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田端進司君） 中西議員にお答えいたします。

この今回の条例改正ですけれども、条例改正では一応27年から29年度分ということになっておりますけれども、29年度から消費税が10%になるということで、新たに条例改正いたしまして、1段階、2段階、3段階の軽減を改めて上程するつもりです。

それから、8月から2割負担ということで、介護認定受けている方については負担区分の保険証をまた送付する予定ですけれども、現時点でその2割負担になるという方、人数ちょっと把握してございませんので、また調べてお送りしたいと思います。

それから、預貯金ということで10,000千円以上ということ、一応、国のほうから示されているものにつきましては写しと、それからたんす預金等一応申請を、自己申告と

いうんですか、そういうことで確認してくださいというふうになっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （賛成者挙手）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

したがって、本日はこれで散会します。

午後二時四〇分散会

再開は、あす19日午前9時です。